

行政違反処分法

目次

第一編 総則	7
第1条 調整範囲	7
第2条 用語の解釈	7
第3条 行政違反処罰の原則	8
第4条 国家管理分野における行政違反処罰及び各行政処分措置の適用制度に関する規定権限	9
第5条 行政違反処罰の対象者	9
第6条 行政違反処罰の時効	10
第7条 行政違反処罰を受けなかったものとみなされる期限	11
第8条 行政違反処罰における時間、期間、時効の計算方法	11
第9条 酌量すべき事情	11
第10条 加重すべき情状	12
第11条 行政違反処罰をしない場合	12
第12条 禁止行為	13
第13条 損害の賠償	13
第14条 行政違反防止の闘争の責任	13
第15条 行政違反処分に関する不服申立て、告訴告発及び提訴	14
第16条 行政違反処分の権限を有する者の責任	14
第17条 行政違反処分に関する法令執行業務の管理責任	14
第18条 行政違反処分業務における機関、部局の最高責任者の責任	15
第19条 行政違反処分業務の監察	16
第20条 ベトナム社会主義共和国の領土外における行政違反行為に対する行政違反処分法の適用	16
第二編 行政違反処罰	16
第一章 処分の形式及び結果克服措置	16
第一節 処分の形式	16
第21条 処分の形式及び適用の原則	16
第22条 警告	17
第23条 罰金	17
第24条 各分野における最高罰金額	17
第25条 有期の営業許可証、免許状の使用権の剥奪又は有期の活動停止	18

第 26 条 行政違反の証拠、手段の没収	19
第 27 条 強制退去	19
第二節 結果克服措置	19
第 28 条 結果克服措置及び適用原則	19
第 29 条 原状回復の強制	20
第 30 条 許可証のない、又は許可証に違反して建設された建設物、構造物の解体の強制	20
第 31 条 環境汚染、伝染病の流行の克服の強制	20
第 32 条 商品、物品、手段のベトナム社会主義共和国の領土からの排除、又は再輸出の強制	20
第 33 条 人間の健康、動物、植物及び環境に有害な商品、物品、有害な内容を含む文化製品の破壊の強制	21
第 34 条 虚偽の、又は誤解を生じさせる情報の訂正の強制	21
第 35 条 商品、商品の包装、経営手段、物品上の違反要素の除去の強制	21
第 36 条 品質を担保することができない製品、商品の回収の強制	21
第 37 条 行政違反により得た不法な利益の徴収、又は法令の規定に違反して消費、隠匿若しくは破棄された行政違反の証拠、手段の価額に相当する金員の徴収の強制	21
第二章 行政違反処罰及び結果克服措置の適用権限	22
第 38 条 人民委員会の委員長	22
第 39 条 人民公安の権限	22
第 40 条 国境警備隊の権限	24
第 41 条 海上警察の権限	25
第 42 条 税関の権限	26
第 43 条 森林保護の権限	27
第 44 条 税務機関の権限	28
第 45 条 市場管理の権限	28
第 46 条 監査官の権限	29
第 47 条 海事港務、航空港務、内陸水路港務の権限	31
第 48 条 人民裁判所の権限	31
第 49 条 民事判決執行機関の権限	32
第 50 条 外国労務管理局の権限	32
第 51 条 在外公館、領事館、外国でベトナム社会主義共和国の領事機能の実施を委任されたその他の機関の権限	33

第 52 条 行政違反処罰及び結果克服措置の適用権限の確定及び限界の確定の原則	33
第 53 条 行政違反処罰権限を有する職位の名称変更	34
第 54 条 処罰権の付与	34
第三章 処罰、処罰決定の執行及び処罰決定の執行強制の手続	34
第一節 処罰手続	34
第 55 条 行政違反行為の終了の強制	34
第 56 条 記録を作成しない行政違反処罰	34
第 57 条 記録を作成する行政違反処罰、行政違反処罰の記録	35
第 58 条 行政違反記録の作成	35
第 59 条 行政違反事件の事情確認	36
第 60 条 罰金枠、処罰権限を確定するための行政違反の証拠の価額の確定	36
第 61 条 説明	37
第 62 条 犯罪の兆候がある違反事件記録の刑事責任追及のための引渡し	38
第 63 条 行政処罰のために違反事件記録の引渡し	38
第 64 条 行政違反の発見のための専門的技術手段、設備の使用	38
第 65 条 行政違反処罰決定を下さない場合	39
第 66 条 行政違反処罰の決定期限	39
第 67 条 行政違反処罰決定の発行	40
第 68 条 行政違反処罰決定の内容	40
第二節 行政違反処罰決定の執行	41
第 69 条 記録を作成しない処罰決定の執行	41
第 70 条 執行のための行政違反処罰決定の送付	41
第 71 条 執行のための処罰決定の交付	41
第 72 条 行政違反をした個人、組織に対する処罰のマスメディア上での公示	42
第 73 条 行政違反処罰決定の執行	42
第 74 条 行政違反処罰決定の執行の時効	43
第 75 条 処罰を受けた者が死亡し、失踪し、処罰を受けた組織が解散し、破産した場合の行政違反処罰決定の執行	43
第 76 条 罰金決定の執行の延期	43
第 77 条 罰金の減免	43
第 78 条 罰金の納付手続	44
第 79 条 罰金の分割納付	44

第 80 条 有期の営業許可証、免許状の使用権の剥奪又は有期の活動停止の手続	45
第 81 条 行政違反の証拠、手段の没収手続	45
第 82 条 没収した行政違反の証拠、手段の処分	46
第 83 条 行政違反処罰により得た金員、罰金の徴収、納付証書の管理 ..	47
第 84 条 強制退去手続	47
第 85 条 結果克服措置の執行	47
第三節 行政違反処罰決定の強制執行	48
第 86 条 行政違反処罰決定の強制執行	48
第 87 条 強制決定の権限	48
第 88 条 強制決定の執行	49
第三編 行政処分措置の適用	50
第一章 各行政処分措置	50
第 89 条 社、坊、市鎮における教育措置	50
第 90 条 社、坊、市鎮における教育措置の適用対象者	50
第 91 条 教護院送致措置	50
第 92 条 教護院送致措置の適用対象者	50
第 93 条 強制教育施設送致措置	51
第 94 条 強制教育施設送致措置の適用対象者	51
第 95 条 強制解毒施設送致措置	51
第 96 条 強制解毒施設送致措置の適用対象者	51
第二章 行政処分措置の適用要請記録の作成手続	52
第 97 条 社、坊、市鎮における教育措置の適用要請記録の作成	52
第 98 条 社、坊、市鎮における教育措置の適用決定	52
第 99 条 教護院送致措置の適用要請記録の作成	53
第 100 条 教護院送致措置の適用要請記録の県級人民裁判所への引渡しに関する検討、決定	54
第 101 条 強制教育施設送致措置の適用要請記録の作成	54
第 102 条 強制教育施設送致措置の適用要請記録の県級人民裁判所への引渡しに関する検討、決定	55
第 103 条 強制解毒施設送致措置の適用要請記録の作成	55
第 104 条 強制解毒施設送致措置の適用要請記録の県級人民裁判所への引渡しの検討、決定	56
第三章 行政処分措置適用の審査、決定の権限、手続	57
第 105 条 行政処分措置適用の決定権限	57
第 106 条 行政処分措置適用の審査、決定の手順、手続	57

第四章 行政処分措置の適用決定の執行	57
第 107 条 教護院送致措置、強制教育施設送致措置、強制解毒施設送致措置の適用決定の執行のための送付	57
第 108 条 行政処分措置の適用決定の執行の時効	57
第 109 条 社、坊、市鎮における教育措置適用決定の執行	57
第 110 条 教護院送致措置、強制教育施設送致措置、強制解毒施設送致措置の適用決定の執行	58
第 111 条 教護院送致措置、強制教育施設送致措置、強制解毒施設送致措置の適用決定の執行の延期又は免除	58
第 112 条 教護院、強制教育施設、強制解毒施設における残存期間の短縮、執行の一時停止又は免除	59
第 113 条 教護院送致措置、強制教育施設送致措置、強制解毒施設送致措置の適用決定の執行の延期又は一時停止を受けた者の管理	59
第 114 条 行政処分措置の適用決定の執行期間の満了	60
第五章 行政処分措置の適用に関連するその他の規定	60
第 115 条 教護院送致措置、強制教育施設送致措置、強制解毒施設送致措置を執行中の者の刑事訴訟進行機関の要求による行政処分措置執行地からの一時的解放	60
第 116 条 犯罪の兆候がある行政処分措置の適用対象者の記録の刑事責任追及のための引渡し	60
第 117 条 行政処分措置の執行前又は期間中に犯した犯罪行為に関する刑事责任の追求	61
第 118 条 強制教育施設送致措置と強制解毒施設送致措置をともに受ける者の処理	61
第四編 予防及び行政違反処分保全措置	62
第一章 予防及び行政違反処分保全措置に関する総則	62
第 119 条 予防及び行政違反処分保全措置	62
第 120 条 予防及び行政違反処分保全措置の適用の原則	62
第 121 条 予防及び行政違反処分保全措置の取消し又は差替え	62
第二章 予防及び行政違反処分保全措置の適用権限、手続	63
第 122 条 行政手続による人の暫定留置	63
第 123 条 行政手続による人の暫定留置の権限	63
第 124 条 違反者の勾引	64
第 125 条 行政手続による証拠、手段、営業許可証、免許状の仮差押え	64
第 126 条 行政手続により仮に差し押さえられた証拠、手段、営業許可証、免許状の処理	66

第 127 条 行政手続による人の検査	67
第 128 条 行政手続による運送手段、物品の検査	68
第 129 条 行政違反の証拠、手段の隠匿場所の検査	68
第 130 条 強制退去手続の実施中にベトナムの法令に違反した外国人の管 理	69
第 131 条 行政処分措置適用手続の行政処分措置の適用要請を受けた家族、 組織への引渡し、管理	69
第 132 条 教護院送致決定、強制教育施設送致決定、強制解毒施設送致決 定を受けた者が逃亡した場合の捜索	70
第五編 行政違反をした未成年者に関する規定	71
第一章 未成年者に対する行政違反処分に関する総則	71
第 133 条 適用範囲	71
第 134 条 処分の原則	71
第 135 条 処罰の形式及び結果克服措置の適用	72
第 136 条 行政処分措置の適用	72
第 137 条 未成年者が行政違反処罰を受けなかったものとみなされる期限	72
第二章 未成年者に対する行政違反処分に代わる措置	72
第 138 条 行政違反処分に代わる措置	72
第 139 条 注意	73
第 140 条 家庭における管理	73
第六編 執行条項	73
第 141 条 執行効力	73
第 142 条 詳細の規定及び施行の案内	74

国会
法律 番号：15/2012./QH13

ベトナム社会主義共和国
独立－自由－幸福

行政違反処罰法¹

議決 51/2001/QH10 により修正、補充されたベトナム社会主義共和国 1992 年憲法に基づき、
国会は行政違反処罰法を発行する。

第一編 総則

第 1 条 調整範囲

本法は、行政違反処罰と行政処分措置について規定する。

第 2 条 用語の解釈

本法では、以下の言葉は次のとおり解釈する。

- 「行政違反」とは、個人、組織の故意又は過失による国家管理に関する法令の規定に違反する行為で、犯罪ではなく、法令の規定に従い、行政違反処罰を受ける行為をいう。
- 「行政違反処罰」とは、処分権限を有する者が行政違反処罰に関する法令の規定に従い、行政違反行為をした個人、組織に対し処罰、結果克服措置を適用することをいう。
- 「行政処分措置」とは、犯罪でないが治安、社会の秩序、安全に関する法令違反を行った個人に対し適用される措置をいい、社、坊、市鎮での教育措置；教護院への送致；強制教育施設、強制解毒施設への送致からなる。
- 「行政違反処罰に代わる措置」とは、行政違反を行った未成年者に対し行政違反処罰又は行政処分措置に代わって適用される教育的措置をいい、注意措置及び家庭における管理措置をからなる。
- 「再犯」とは、個人、組織が行政違反処分を受けたが、行政処罰決定、行政処分措置適用決定の執行を終えた日から、又はこれらの決定の執行時効が満了した日から、行政違反未処分を受けていないものとみなされるための期限が経過した後に、処分を受けた行政違反行為を行うことをいう。
- 「累犯的行政違反」とは、行政違反行為をした個人、組織が、以前にも行政違反行為をしたが、未だ処分を受けておらず、処分時効が満了していない場合

¹ この仮訳は 2015 年 3 月 29 日付で、JICA 法・司法制度改革支援プロジェクトフェイズ 2 の内部資料として作成したものである。内容に疑問等があるときは、原文を参照されたい。

をいう。

7. 「組織的行政違反」とは、個人、組織がほかの個人、組織と結託してともに行政違反行為をした場合をいう。
8. 「営業許可証、免許状」とは、個人、組織が事業を行い、活動、営業し、又は工具、手段を使用することができるよう、国家機関、権限を有する者が法令の規定に従い個人、組織に対し交付する書類をいう。営業許可証、免許状は、事業登録証明書、営業許可を目的とせず発給される人格に結びついた証明書を含まない。
9. 「居住地」とは、市民が居住のために使用する住宅、ほかの手段、建物をいう。居住地は市民の所有権に属し、又は機関、組織、個人が法律の規定に従い賃貸、使用貸、寄宿の許諾をする。
10. 「組織」とは、法令の規定に従って設立された国家機関、政治組織、政治・社会組織、政治・社会・職業組織、社会組織、社会・職業組織、経済組織、人民武装部隊及びその他の組織をいう。
11. 「緊急状況」とは、個人、組織が、国、組織の利益、自己又は他人の権利、正当な利益を現に脅かしている危険を避けるため、避けるべき損害より小さな損害を惹起するしか方法がない状況をいう。
12. 「正当防衛」とは、個人が、国、組織の利益、自己又は他人の権利、正当な利益を保護するため、上記権利、利益を侵害する行為をしている者に対し必要な防衛を行う行為をいう。
13. 「予見できない事象」とは、個人、組織が、自己の行為が社会に有害な結果をもたらすことを予見することができない、又は予見すべきということができない事象をいう。
14. 「不可抗力の事象」とは、予見することができず、あらゆる必要で可能な措置を適用しても克服することができない、客観的な事象をいう。
15. 「行政責任能力を有しない者」とは、行政違反行為をした時に、精神疾患又はほかの病気により認識能力又は自己の行動を制御する能力を失っていた者をいう。
16. 「麻薬中毒者」とは、麻薬物質、依存性のある薬、向精神薬を使用し、これらの物質に依存している者をいう。
17. 「適法な代理人」とは、父母又は後見人、弁護士、法律扶助員をいう。

第3条 行政違反処罰の原則

1. 行政違反処罰の原則は以下のことを含む。
 - a) あらゆる行政違反はタイムリーに摘発・防止され、厳密に対処しなければならなく、行政違反に起因するすべての結果は法律の規定に基づいて克服されなければならないこと。

- b) 行政違反処罰は法律の規定に従って迅速、客觀、権限の下で公正的に行うこと。
- c) 行政違反処罰は違反の性質、程度、結果、違反者と酌量すべき事情、加重すべき情状に基づいて行うこと。
- d) 法律の規定による行政違反行為があった場合にのみ、行政違反処罰を行うこと。

一つの行政違反行為は一回のみ処分される。

多くの者が同一の行政違反行為をした場合、違反した者それぞれが行政違反行為について処分を受ける。

一人が複数の行政違反行為又は累犯的行政違反をした場合、すべての違反行為について処分を受ける。

- d) 処分権限を有する者は行政違反を証明する責任を持つこと。処分される個人や組織は自分自身又は適法な代理人を通じて自分が行政違反をしなかつたことを証明する権利がある。
- e) 同じ行政違反行為に関する組織に対する罰金額は個人に対する罰金額の二倍とする。

2. 行政処分措置の適用原則は以下のものを含む。

- a) 個人は、本法第 90、92、94 と 96 条に規定する対象のいずれかに当たる場合にのみ行政処分措置を適用されること。
- b) 行政処分措置の適用は本条第 1 項 b 号の規定に従って行うこと。
- c) 行政処分措置の適用期間の決定は違反の性質、程度、結果、違反者本人と酌量すべき事情、加重すべき情状に基づいて行うこと。
- d) 行政処分措置を適用する権限を有する者は行政違反を証明する責任があること。行政処分措置を適用される個人は自分自身又は適法な代理人を通じて行政違反をしなかつたことを証明する権利がある。

第 4 条 国家管理分野における行政違反処罰及び各行政処分措置の適用制度に関する規定権限

本法の規定に基づき、政府は、行政違反行為；行政違反行為ごとの処罰の形式、処罰の程度、結果克服措置；国家管理分野ごとの行政違反に関する処罰の権限、職務ごとの具体的な罰金額及び記録作成権限；各行政処分措置の適用制度について規定し、行政違反処罰で使用する記録の様式、決定の様式について規定する。

第 5 条 行政違反処罰の対象者

1. 行政違反処罰の対象者は以下の者を含む。
 - a) 14 歳以上 16 歳未満の者は、故意による行政違反について行政違反処罰を

受ける。16歳以上の者は、あらゆる行政違反について行政違反処罰を受ける。

人民軍部隊、人民公安に所属する人が行政違反をした場合、その他の市民と同様に処理される。営業許可証、免許状の利用権の取り消し処罰を適用し、又は防衛・安全保障に関する活動を有期で停止する必要がある場合、処分担当者は権限を有する人民軍部隊、人民公安の機関やユニットに処理を依頼する。

- b) 組織は、自己が引き起こしたあらゆる行政違反について行政違反処罰を受ける。
 - c) 外国の個人や組織がベトナム社会主義共和国の領土内、接続水域、排他的経済水域と大陸棚、ベトナム国籍の航空機、ベトナムの旗が掲げてある船で行政違反をした場合、法律の規定に従って行政違反処罰を受ける。ただし、ベトナム社会主義共和国が加盟する国際条約に別の規定がある場合を除く。
2. 行政処分措置の対象者は本法第 90, 92, 94 と 96 条に規定される個人である。

各行政処分措置は外国人には適用されない。

第6条 行政違反処罰の時効

1. 行政違反処罰の時効は以下のように規定される。

- a) 行政違反処罰の時効は以下の場合を除き、1年間とする。

会計、税金の手続、費用および手数料、保険業、価格管理、証券、知的財産、建設、水産資源や海産物の保護、森林・森林製品の管理、水資源の調査、企画、探査、開拓、使用、石油・ガスなどのミネラルの探査・開拓、環境保護、核エネルギー、住宅と事務所の管理、開発、土地、堤防、新聞、出版、製造、輸出、輸入、商品の取引、禁制品、模倣品の生産と売買、生産、外国人労働者の管理に関する行政違反である場合、行政違反処罰の時効は2年間とする。

脱税、税金詐欺、税金の支払遅延、納税義務の申告不足に関する行政違反である場合、行政違反処罰の時効は税法の規定に基づく。

- b) 本条第1項a号に規定する行政違反処罰の時効を計算するタイミングは以下のように規定される。

終了した行政違反の時効は、違反行為終了時点から計算される。

実行中の行政違反の時効は、違反行為の摘発時点から計算される。

- c) 訴訟進行機関から移送された個人に対する行政違反処罰の場合、時効は本項a号、b号の規定に従う。訴訟進行機関が受理・検討する期間は行政違反処罰の時効に含まれる。

- d) 本項 a 号、b 号に規定される期間中に個人や組織が故意的に処分を回避または妨害した場合、行政違反処罰の時効は、処分の回避または妨害行為を終了した時点から計算し直される。
2. 行政処分措置の適用時効は以下のように規定される。
- a) 社、坊、市鎮での教育措置の適用時効は個人が本法第 90 条第 1 項に規定する違反行為を行った日から 1 年間、第 90 条第 2 項に規定する違反行為を行った日、または第 90 条第 3 項と 5 項に規定する違反行為を行ったから 6 ヶ月、第 90 条第 4 項に規定する違反行為を行った日から 3 ヶ月とする。
 - b) 教護院へ送致する措置の適用時効は個人が本法第 92 条第 1 項、2 項に規定する違反行為を行った日から 1 年間、第 92 条第 3 項に規定する違反行為を行った日、または第 92 条第 4 項に規定する違反行為を最後に行ってから 6 ヶ月とする。
 - c) 強制教育施設へ送致する措置の適用時効は個人が本法第 94 条第 1 項に規定する違反行為を最後に行つた日から 1 年間とする。
 - d) 強制解毒施設へ送致する措置の適用時効は個人が本法第 96 条第 1 項に規定する違反行為を最後に行つた日から 3 ヶ月とする。

第 7 条 行政違反処罰を受けなかつたものとみなされる期限

- 1. 個人や組織が行政違反処罰を受け、注意処分決定の執行を終えた日から 6 ヶ月、またはその他の行政処分決定の執行を終えた日、または行政違反処罰決定の執行時効が満了した日から 1 年間再犯しなかつた場合、行政違反処罰を受けなかつたものとみなされる。
- 2. 行政処分措置の適用を受けた個人が、行政処分措置適用決定の執行を終えた日から 2 年間、または行政処分措置適用決定の執行時効が満了した日から 1 年間再犯しなかつた場合、行政処分措置の適用を受けなかつたものとみなされる。

第 8 条 行政違反処罰における時間、期間、時効の計算方法

- 1. 行政違反処分における期間、時効の計算方法は、民法の規定に従う。ただし、本法が営業日に従い具体的な期間を規定する場合を除く。
- 2. 夜間の時間は前日の 22 時から翌日の 6 時までと計算される。

第 9 条 酌量すべき事情

以下の事情は酌量すべき事情とみなされる。

- 1. 行政違反者が防止行動で違反の結果を軽減する、または自主的に結果を克服し、損害を賠償した場合
- 2. 行政違反者が自発的に申告し、本気で後悔し、積極的に当局に行政違反、行政違反の摘発について協力した場合

3. 他の人の不法行為に起因して精神的に攪拌され、正当防衛の限界を超えた、緊急性の要件を上回った状態での行政違反
4. 強制または身体的・精神的依存による行政違反
5. 行政違反者が妊婦、高齢者、病気や障害により認知能力や行動制御能力が制限される人である場合
6. 自分の責任ではなく特別な困難状況に起因する行政違反
7. 低い知識レベルに起因する行政違反
8. 政府が規定するその他の酌量すべき事情

第10条 加重すべき情状

1. 以下の事情は加重すべき情状とみなされる。
 - a) 組織的行政違反
 - b) 累犯的、再犯の行政違反
 - c) 未成年を扇動・関与させて罪を犯させ、利用し、物理的・精神的に自分に依存している人に行行政違反行為を強制的に行わせる。
 - d) よく知っている精神疾患またはその他の障害で認識能力や行動制御能力を失った人を使って行政違反をした。
 - e) 公務中の者を侮言・侮辱し、虐待的な行政違反をした。
 - f) 職務や権力を濫用して行政違反した。
 - g) 戦争、自然災害、伝染病、社会のその他の特別な困難状況を利用して行政違反した。
 - h) 刑事判決の刑罰、または行政違反処罰措置適用決定を執行している間に違反した。
 - i) 権限を有する者が行政違反行為の中止を要請しても引き続き違反し続けた。
 - k) 行政違反した後、ことさらに逃亡し、隠蔽した。
 - l) 大規模で、商品の数量または価値が大きい行政違反。
 - m) 多くの人々、子供、高齢者、障害者、妊婦に対する行政違反。
2. 本条第1項に規定されている事情が既に行政違反行為として規定されている場合、加重すべき情状とは扱われない。

第11条 行政違反処罰をしない場合

以下の場合において行政違反処罰を行わない。

1. 緊急事態で行政違反行為をした。
2. 正当防衛による行政違反行為
3. 予見できない事象による行政違反行為
4. 不可抗力の事象による行政違反行為

5. 行政違反行為をした人が行政責任能力を有しない。行政違反行為をした人が本法第15条第1項a号の規定に従い行政違反処罰を受ける年齢に足りない。

第12条 禁止行為

1. 行政違反処罰のため犯罪の兆候がある犯罪事件を保持する。
2. 行政違反処罰または行政処分措置適用の際、職務と権力を乱用して違反者に強制的に取り立て、違反者のお金や財産を要求・受領し、行政違反者を容認・隠匿し、行政違反者の権利を制限する。
3. 国家管理と行政処分措置の分野における各行政違反行為に対して行政違反行為、権限、処分形式、結果克服措置について規定に反する文書を発行する。
4. 行政違反処罰をしない。結果克服措置を適用しない。または行政処分措置を適用しない。
5. 行政違反処罰、結果克服措置の適用または行政処分措置の適用が非即時、非厳密、本法律で規定される権限、手順、対象者に従わない。
6. 行政違反行為に対して処分形式、結果克服措置の適用が不正または不十分である。
7. 行政違反処罰への不法介入
8. 行政処分措置適用期限を延期する。
9. 行政違反罰金の支払、罰金決定の執行遅延の支払、没収した行政違反の証拠・手段の売却・清算金と行政違反処罰から収集されたその他の金員を国家予算に関する法律の規定に反して使用する。
10. 行政違反処罰書類、行政処分措置適用書類を偽造・改ざんする。
11. 行政違反処罰対象者、行政処分措置適用対象者、予防措置適用及び行政違反処罰確保対象者、行政違反処罰決定強制執行措置適用対象者の生命、健康、名誉と尊厳を侵害する。
12. 行政違反処罰決定、予防措置適用及び行政違反処罰確保決定、行政違反処罰決定強制執行決定、行政処分措置適用決定を抵抗、回避または遅延する、あるいはその決定の執行を妨げた。

第13条 損害の賠償

1. 行政違反者は損害を引き起こした場合、賠償しなければならない。損害の賠償は民事法律の規定に従って行われる。
2. 行政違反処罰権限を有する者、行政違反処罰に関わる機関、組織、個人が損害を引き起こした場合、法律の規定に従って賠償しなければならない。

第14条 行政違反防止の闘争の責任

1. 個人や組織は行政違反処罰の法律の規定を厳正に執行しなければならない。

各組織は所属するメンバーに保護意識、法律や社会生活のルールの順守を教育し、タイムリーに自組織内で行政違反を引き起こす原因や条件を除去する対策をとる責任を負う。

2. 行政違反を摘発した場合、行政違反処罰権限を有する者は法律の規定に従つて違反を処理しなければならない。
3. 個人や組織は行政違反の摘発、告訴、防止をする責任がある。

第15条 行政違反処分に関する不服申立て、告訴告発及び提訴

1. 行政違反処罰された個人や組織は法律の規定に従つて行政違反処罰決定について不服申立て・提訴する権限がある。
2. 法律の規定に従つて行政違反処罰の違法行為について告訴する権限がある。
3. 不服申立てや提訴の解決過程において、不服申立てや提訴された行政違反処罰決定の執行が回復できない結果を引き起こすと判断した場合、不服申立てや提訴の解決担当者は法律の規定に従つてその決定執行の一時停止を決定しなければならない。

第16条 行政違反処分の権限を有する者の責任

1. 行政違反処罰の過程において、行政違反処罰権限を有する者は本法の規定とその他の関連法規を順守しなければならない。
2. 行政違反処罰権限を有する者が違反者のお金や財産を要求・受領し、行政違反者を容認・隠匿し、違反を処理しないまたは即時処理しない、違反の性質と程度に合った処理をしない、権限の範囲内で処理しない、または本法第12条と法律のその他の規定に違反した場合、違反の性質と程度に応じて懲戒処分を受け、又は刑事責任の追及を受けることになる。

第17条 行政違反処分に関する法令執行業務の管理責任

1. 政府は全国範囲で行政違反処罰についての法律執行を統一的に管理する。
2. 司法省は行政違反処罰に関する法律執行管理について政府に対し責任を負い、以下の義務と権限を有する。
 - a) 行政違反処罰に関する法的文書の公布を主宰し、または提案・策定・公布の管轄権のある国家機関への提出に協力する。
 - b) 行政違反処罰に関する執行業務を監視・報告し、行政違反処罰に関する国家データベースを統計・開発・管理する。
 - c) 行政違反処罰に関する法律執行における指導・訓練・教育を主宰し、協力する。
 - d) 行政違反処罰についての法律執行を検査し、関係省庁と協力する。
3. 各省庁はその義務と権限の範囲内で、本条第2項に規定する義務を実施し、

あるいは司法省と協力し、国家データベースを開発するために即時に司法省に行政違反処罰についての情報を提供し、定期的に6ヶ月に一回、年に1回司法省にその管理範囲内の行政違反処罰の実施業務について報告する責任がある。

4. 最高人民裁判所はその義務と権限の範囲内で、本条第2項に規定する義務を実施し、6ヶ月に一回、1年に1回司法省にその管理範囲内の行政違反処罰の実施業務について通知し、各階級の人民裁判所に行政違反処罰についての情報の提供を指導し、関連規定の詳細ドキュメントと執行案内文書の公布について主催し、政府と協力する責任がある。
5. 各階級の人民委員会はその義務と権限の範囲内で、地元での行政違反処罰についての法律執行を管理し、以下の責任を有する。
 - a) 行政違反処罰についての法的文書の執行組織を指導し、行政違反処罰に関する法律を啓発・教育する。
 - b) 行政違反処罰の法律執行を検査し、違反を処理し、権限の範囲内で不服申立てや提訴に対応する。
 - c) 国家データベースを開発するため即時に司法省に行政違反処罰についての情報を提供し、定期的に6ヶ月に一回、1年に1回司法省に地元での行政違反処罰の実施業務について報告する。
6. 行政違反処罰権限を有する者の機関、管轄権のある人民裁判所は行政処分措置を検討して決定する。処罰決定執行機関、処罰決定強制執行決定執行機関、行政処分措置適用決定執行機関は第70条、第73条第2項、第77条第2項、第88条、第98条第4項、第107条、第111条第3項、第112条第3項第2段、第114条第1項、2項に規定する文書を司法省、地方の司法機関の行政違反処罰のデータベース管理機関へ提出する責任がある。
7. 政府は本条について詳細を規定する。

第18条 行政違反処分業務における機関、部局の最高責任者の責任

1. 行政違反処罰権限を有する機関や組織の最高責任者はその義務と権限の範囲内で、以下の責任を有する。
 - a) 自分の管理下の行政違反処罰権限を有する者の行政違反処分を頻繁に検査し、違反を即時に処理する。法律の規定に従って、行政違反処罰における不服申立てや提訴に対応する。
 - b) 行政違反処罰へ不法に干渉してはならず、法律の規定に従って、自分の管理下の行政違反処罰権限を有する者の違反行為について連携責任を負う。
 - c) 自分の管理下の行政違反処罰権限を有する者の汚職行為を発生させてはならない。
 - d) 法律の規定に基づくその他の責任。
2. 大臣、省庁同格機関の長、各階級の人民委員会の委員長はその義務と権限の

範囲内で、以下の責任を有する。

- a) 自分の管理下の行政違反処罰権限を有する者の行政違反処分を頻繁に指導・検査する。
 - b) 自分の管理下の行政違反処罰に違反した者に対し懲戒処分を行う。
 - c) 法律の規定に従って、自分担当の業界や分野での行政違反処罰についての不服申立てや提訴に即時に対応する。
 - d) 法律の規定に基づくその他の責任
3. 大臣、省庁同格機関の長、各階級の人民委員会の委員長、行政違反処罰権限を有する機関や組織の最高責任者はその義務と権限の範囲内で、自分または部下が公表した行政違反処罰決定に欠点があることを摘発し、権限の範囲内で即時に訂正、補充または取り消し、新規公表をする責任がある。

第19条 行政違反処分業務の監察

国会、国会の各機関、各階級の人民評議会、国会の議員、人民評議会の委員、ベトナム祖国戦線、ベトナム祖国戦線の会員組織と市民全員は行政違反処罰権限を有する機関や人の活動を監視する責任があり、行政違反処罰権限を有する機関や人の違反行為を摘発した場合、権限を有する機関や人に法律の規定に従って検討・解決・処理を要請・建議する権限がある。

行政違反処罰権限を有する機関や人は法律の規定に従って、その要請や建議を検討・解決・回答しなければならない。

第20条 ベトナム社会主義共和国の領土外における行政違反行為に対する行政違反処分法の適用

ベトナム人の市民や組織は、ベトナムの領土外でベトナム社会主義共和国の行政法律に違反した場合、本法の規定に従って行政違反処罰を受ける場合がある。

第二編 行政違反処罰

第一章 処分の形式及び結果克服措置

第一節 処分の形式

第21条 処分の形式及び適用の原則

1. 行政違反処罰の形式は以下のものからなる。
 - a) 警告
 - b) 罰金
 - c) 有期の営業許可証、免許状の使用権の剥奪、又は有期の活動停止
 - d) 行政違反の証拠、行政違反のために使用された手段（以下「行政違反の証

拠、手段」という)の没収

d) 強制退去

2. 本条第1項a号、b号に規定する処分形式は主たる処分形式としてのみ規定・適用される。

本条第1項c号、d号、d号に規定する処分形式は、従たる処分形式として、又は主たる処分形式として規定・適用される。

3. 各行政違反に対して、行政違反をした個人や組織は一つの主たる処分形式のみを適用され、本条第1項に規定する一つ以上の従たる処分形式を適用される。従たる処分形式は主たる処分形式と組み合わせてのみ適用される。

第22条 警告

警告は深刻ではなく、酌量すべき事情があり、かつ規定により警告の処分形式を適用される行政違反をした個人や組織、または14歳から16歳未満の未成年者によるあらゆる行政違反行為に適用される。警告は文書で決定される。

第23条 罰金

1. 行政違反处罚の罰金は個人に対して50,000ドンから1,000,000,000ドン、組織に対して100,000ドンから2,000,000,000ドンである(本法第24条第3項に規定する場合を除く)。

中央直轄都市の市内エリアの場合、罰金水準はより高いが、最大でも道路交通、環境保護、社会保障、社会安全の分野での同じ違反行為に適用される一般的な罰金水準の2倍を超えないものとする。

2. 政府は以下の方法のいずれかによって特定の行政違反行為に対し、罰金枠または罰金水準を規定するが、最大の罰金枠は本法第24条に規定する最大の罰金額を超えない。

a) 最小・最大の罰金額を確定する。

b) 違反の回数、商品の価値、数量のパーセンテージ、違反証拠、違反対象者、または行政違反から取得した売上、利益を確定する。

3. 政令に規定する違反行為、罰金枠または罰金水準と地方の特殊な経済・社会の管理の必要性に基づき、中央直轄都市の人民評議会は本条第1項の2に規定する分野での違反行為に対し、具体的な罰金枠または罰金水準を決定する。

4. 一つの行政違反行為に対する具体的な罰金水準はその行為に対し規定される罰金枠の平均水準である。酌量すべき事情がある場合、罰金水準は減る場合があるが、罰金枠の最小水準を下回ってはいけない。加重すべき情状がある場合、罰金水準は上がる場合があるが、罰金枠の最大水準を超えてはいけない。

第24条 各分野における最高罰金額

1. 個人に対する国家管理の各分野での最大の罰金水準は以下の規定による。
 - a) 30,000,000 ドンまでの罰金：婚姻と家族、男女平等、家庭内暴力、保管、宗教、競争と顕彰、司法行政、人口、環境衛生、統計
 - b) 40,000,000 ドンまでの罰金：社会保障、社会安全、社会悪の防止、民事刑の執行、企業倒産、協同組合、道路交通、電子取引、郵便
 - c) 50,000,000 ドンまでの罰金：防災及び消火、情報管理、国境の管理と保護、法的支援、予防医学、HIV/AIDS の防止、教育、文化、スポーツ、観光、科学技術の管理、技術移転、子どもの保護とケア、社会救済と支援、自然災害の予防、植物の保護と検疫、遺伝資源の管理と保全、動物や植物の種子の生産と取引、獣医、会計、独立監査、費用および手数料、公共資産の管理、請求書、国家の備蓄、電力、化学物、水文気象、地図測定、事業登録
 - d) 75,000,000 ドンまでの罰金：国防と国家安全保障、労働、職業訓練、鉄道交通、内陸水運、健康保険、社会保険
 - d) 100,000,000 ドンまでの罰金：灌漑工事の管理、堤防、健康診断と治療、化粧品、医薬品、医療機器、動物の飼料と肥料の生産・取引、広告、賭けや景品付きゲーム、外国人労働者の管理、海上交通、民間航空交通、交通工事の管理と保護、情報技術、電気通信、無線周波数、新聞、出版、貿易、消費者の利益保護、関税と税金の手続、宝くじ事業、保険業、営約実践と無駄との闘争、爆発物の管理、水産資源と海産物の保護
 - e) 150,000,000 ドンまでの罰金：価格管理、不動産事業、建材の開拓・生産・取引、技術インフラ工事の管理、住宅と事務所の管理・開発、入札、投資
 - g) 200,000,000 ドンまでの罰金：禁制品と模倣品の生産・売買
 - h) 250,000,000 ドンまでの罰金：水資源の調査、企画、探査、開拓、使用
 - i) 500,000,000 ドンまでの罰金：建設。森林、森林製品、土地の管理
 - k) 1,000,000,000 ドンまでの罰金：ベトナム社会主義共和国の海、島と大陸棚の管理、核と放射性物質、核エネルギーの管理、通貨、貴金属、宝石、銀行、信用、石油・ガスとその他の鉱産各種の探査・開拓、環境保護
2. 本条第 1 項に規定する組織への国家管理分野での最大罰金水準は個人への水準の 2 倍となる。
3. 税務、測定、知的財産、食品の安全性、製品や商品の品質、証券、競争制限の分野での最大の罰金水準は該当する法律の規定に従う。
4. 本条第 1 項に規定されない新規分野での最大の罰金水準は国会の常任委員会の同意を得た後、政府により規定される。

第 25 条 有期の営業許可証、免許状の使用権の剥奪又は有期の活動停止

1. 有期の営業許可証、免許状の利用権の剥奪は、営業許可証、免許状に記載される活動に重大に違反した個人や組織に対し適用される処分形式である。営業

許可証、免許状の利用権の剥奪期間中に個人や組織は営業許可証、免許状に記載される活動を実施してはいけない。

2. 有期の活動の停止は以下のケースに当たる行政違反の個人や組織に対し適用される処分形式である。
 - a) 法律の規定に基づき許可書を必要とし、かつ人間の生命、健康、環境と社会保障、社会秩序に深刻な結果を引き起こした、または実際に引き起こす可能性がある生産、経営、サービスの施設の活動またはその他の活動の一部を停止する。
 - b) 法律の規定に基づき許可書を必要としないが、人間の生命、健康、環境と社会保障、社会秩序に深刻な結果を引き起こした、または実際に引き起こす可能性がある生産、経営、サービスの活動またはその他の活動の一部若しくは全部を停止する。
3. 本条第1項と2項に規定する営業許可証、免許状の利用権の剥奪期限、活動停止期間は処罰決定が発効する日から1ヶ月から24ヶ月までとする。処分権限を有する者は営業許可証、免許状の利用権の剥奪期間中に営業許可証、免許状を保持する。

第26条 行政違反の証拠、手段の没収

行政違反の証拠・手段の没収は国家予算に行政違反に直接関連する物、お金、商品、手段を納めることであり、個人や組織の故意違反に起因する深刻な行政違反に適用される。

没収された行政違反の証拠・手段の処理は本法第82条の規定に従って行われる。

第27条 強制退去

1. 強制退去はベトナムで行政違反行為をした外国人にベトナム社会主義共和国の領土を強制的に退去させる処分形式である。
2. 政府は強制退去の処分形式を詳細を規定する。

第二節 結果克服措置

第28条 結果克服措置及び適用原則

1. 結果克服措置は以下のものを含む。
 - a) 元の状態に復元するのを強制する。
 - b) 建築許可のない、または許可書に違反した建設と建設の部分の解体を強制する。
 - c) 環境汚染、伝染病の広がりを克服する措置の実施を強制する。
 - d) 商品、物品や手段をベトナム社会主義共和国の領土からの強制排除し、ま

たは再輸出を強制する。

- d) 人間の健康、動物、植物と環境に有害な商品や物品、有害な内容がある文化製品の破壊を強制する。
- e) 虚偽な情報または誤解を招く情報の訂正を強制する。
- g) 商品、商品の包装、経営手段、物品上の違反要素の除去を強制する。
- h) 品質を保証しない製品や商品の回収を強制する。
- i) 行政違反による不法利益の徴収、またはすでに法律に違反して消費、分散または破壊された行政違反の証拠・手段の価値に相当する金額の徴収を強制する。
- k) 政府が規定するその他の結果克服措置

2. 結果克服措置の適用原則

- a) 各行政違反に対し、処分形式を適用されること以外に、行政違反の個人や組織は本条第1項に規定される一つ以上の結果克服措置を適用される場合がある。
- b) 本法第65条第2項に規定する場合、結果克服措置は独立して適用される。

第29条 原状回復の強制

行政違反の個人や組織は自己行った行政違反により変更された状態から元の状態を復元しなければならない。行政違反の個人や組織が自発的に実施しない場合、実施を強制される。

第30条 許可証のない、又は許可証に違反して建設された建設物、構造物の解体の強制

行政違反をした個人や組織は、許可のない、又は許可証に違反して建設された建設物、構造物を解体しなければならない。行政違反をした個人や組織が自発的に実施しない場合、実施を強制される。

第31条 環境汚染、伝染病の流行の克服の強制

行政違反の個人や組織は環境汚染、伝染病の広がりを克服する措置を実施しなければならない。行政違反の個人や組織が自発的に実施しない場合、実施を強制される。

第32条 商品、物品、手段のベトナム社会主義共和国の領土からの排除、又は再輸出の強制

行政違反の個人や組織はベトナム社会主義共和国の領土に持ち込まれた、または法律の規定に違反して輸入された、または一時的輸入・再輸出を許可されたが、法律の規定に従って再輸出されなかつた商品、物品や手段をベトナム社会主義共和国の領土から排除し、再輸出しなければならない。

本結果克服措置は、違反要素を除去した後、知的所有権に侵害して輸入・通過された商品、知的財産権の模倣品、知的財産の模倣品の生産・取引に使用された輸入手段、原材料に対しても適用される。行政違反の個人や組織が自発的に実施しない場合、実施を強制される。

第33条 人間の健康、動物、植物及び環境に有害な商品、物品、有害な内容を含む文化製品の破壊の強制

行政違反の個人や組織は法律の規定に従って人間の健康、動物、植物と環境に有害な商品や物品、有害な内容がある文化製品またはその他の破壊対象証拠を破壊しなければならない。行政違反の個人や組織が自発的に実施しない場合、実施を強制される。

第34条 虚偽の、又は誤解を生じさせる情報の訂正の強制

行政違反の個人や組織は情報を公表・掲載したマスメディア、電子情報ページに公表・掲載した虚偽な情報または誤解を招く情報を訂正しなければならない。行政違反の個人や組織が自発的に実施しない場合、実施を強制される。

第35条 商品、商品の包装、経営手段、物品上の違反要素の除去の強制

個人や組織が商品、商品の包装、経営手段、物品上の違反要素を含まれる商品を生産・経営する、または経営手段、物品を使用する場合、その違反要素を除去しなければならない。行政違反の個人や組織が自発的に実施しない場合、実施を強制される。

第36条 品質を担保することができない製品、商品の回収の強制

個人や組織が登録または公表した、品質を保証しない製品や商品及びその他品質や販売条件を保証しない商品を生産・経営する場合、市場で販売している違反の製品や商品を回収しなければならない。行政違反の個人や組織が自発的に実施しない場合、実施を強制される。

第37条 行政違反により得た不法な利益の徴収、又は法令の規定に違反して消費、隠匿若しくは破棄された行政違反の証拠、手段の価額に相当する金員の徴収の強制

違反の個人や組織はその個人や組織が行った行政違反から取得したお金、資産、有価のある書類と物という不法利益を国家予算へ納める、または奪取された人に返済し、その証拠・手段が法律に違反して消費、分散または破壊された場合、その価値に相当する金額を納めなければならない。行政違反の個人や組織が自発的に実施しない場合、実施を強制される。

第二章 行政違反処罰及び結果克服措置の適用権限

第38条 人民委員会の委員長

1. 社級の人民委員会の委員長は以下の権限を有する。
 - a) 警告
 - b) 本法第24条に規定する該当の分野に対する最大金額水準の10%まで罰金できるが、5,000,000ドンを超えない。
 - c) 本項b号に規定する罰金水準を超えない価値のある行政違反の証拠・手段を没収する。
 - d) 本法第28条第1項a号、b号、c号とd号に規定する結果克服措置を適用する。
2. 県級の人民委員会の委員長は以下の権限を有する。
 - a) 警告
 - b) 本法第24条に規定する該当の分野に対する最大金額水準の50%まで罰金できるが、50,000,000ドンを超えない。
 - c) 有期の営業許可証、免許状の利用権の剥奪、または有期の活動停止
 - d) 本項b号に規定する罰金水準を超えない価値のある行政違反の証拠・手段を没収する。
 - d) 本法第28条第1項a, b, c, d, e, h, i及びk号に規定する結果克服措置を適用する。
3. 省級の人民委員会の委員長は以下の権限を有する。
 - a) 警告
 - b) 本法第24条に規定する該当の分野に対する最大金額水準まで罰金できる。
 - c) 有期の営業許可証、免許状の利用権の剥奪、または有期の活動停止
 - d) 行政違反の証拠・手段を没収する。
 - d) 本法第28条第1項に規定する結果克服措置を適用する。

第39条 人民公安の権限

1. 公務中の人民公安兵士は以下の権限を有する。
 - a) 警告
 - b) 本法第24条に規定する該当の分野に対する最大金額水準の1%まで罰金できるが、500,000ドンを超えない。
2. 本条第1項に規定する者の署長、隊長は以下の権限を有する。
 - a) 警告
 - b) 本法第24条に規定する該当の分野に対する最大金額水準の3%まで罰金できるが、1,500,000ドンを超えない。
3. 社の公安署長、公安署長、出入国地点の公安署長、加工輸出地区の公安署長

は以下の権限を有する。

- a) 警告
- b) 本法第 24 条に規定する該当の分野に対する最大金額水準の 5%まで罰金できるが、2,500,000,000 ドンを超えない。
- c) 本項 b 号に規定する罰金水準を超えない価値のある行政違反の証拠・手段を没収する。
- d) 本法第 28 条第 1 項 a, c 及び d 号に規定する結果克服措置を適用する。

4. 地区の公安署長、道路・鉄路交通警察局の事業部長、水路交通警察局の事業部長、社会秩序の行政管理警察部長、秩序警察部長、高速応答警察部長、経済管理秩序と職務の犯罪捜査警察部長、麻薬の犯罪捜査警察部長、道路・鉄道交通警察部長、水路交通警察部長、保護と機動隊長、刑事執行監視・司法支援警察部長、環境の犯罪防止警察部長、防災・消火と救助・救難警察部長、河川上防災・消火と救助・救難警察部長、出入国管理部長、内部政治保障、経済保障管理部長、文化思想保障部長、情報保障局長を含む省級公安部長、防災・消防警察局に所属する各区と地区の防災・消火警察部長、大隊以上の機動隊長は以下の権限を有する。

- a) 警告
- b) 本法第 24 条に規定する該当の分野に対する最大金額水準の 20%まで罰金できるが、25,000,000 ドンを超えない。
- c) 有期の営業許可証、免許状の利用権を剥奪するまたは有期の活動を停止する。
- d) 本項 b 号に規定する罰金水準を超えない価値のある行政違反の証拠・手段を没収する。

d) 本法第 28 条第 1 項 a, c, d, k 号に規定する結果克服措置を適用する。

5. 省級の公安署長、防災・消火警察局長は以下の権限を有する。

- a) 警告
- b) 本法第 24 条に規定する該当の分野に対する最大金額水準の 50%まで罰金できるが、50,000,000 ドンを超えない。
- c) 有期の営業許可証、免許状の利用権を剥奪するまたは有期の活動を停止する。
- d) 本項 b 号に規定する罰金水準を超えない価値のある行政違反の証拠・手段を没収する。
- d) 省級の公安署長は強制退去の処分形式の適用を決定する。
- e) 本法第 28 条第 1 項の a, c, d, i, k 号に規定する結果克服措置を適用する。

6. 内部政治保障局長、経済保障局長、文化・思想保障局長、情報保障局長、社会秩序の行政管理警察局長、社会秩序の犯罪捜査警察局長、経済管理秩序と職

務の犯罪捜査警察局長、麻薬捜査警察局長、道路・鉄道交通警察局長、水路交通警察局長、防災・消防と救助・救難警察局長、保護警察局長、刑事執行監視・司法支援警察局長、環境の犯罪防止警察局長、ハイテク使用犯罪の防止警察局長は以下の権限を有する。

- a) 警告
 - b) 本法第 24 条に規定する該当の分野に対する最大金額水準まで罰金できる。
 - c) 有期の営業許可証、免許状の利用権を剥奪するまたは有期の活動を停止する。
 - d) 行政違反の証拠・手段の没収。
- d) 本法第 28 条第 1 項 a, c, d, i, k 号に規定する結果克服措置を適用する。
7. 移民管理局長は本条第 6 項の規定に従って処分する権限と強制退去の処分形式の適用を決定する権限を有する。

第 40 条 国境警備隊の権限

- 1. 公務中の国境警備隊士は以下の権限を有する。
 - a) 警告
 - b) 本法第 24 条に規定する該当の分野に対する最大金額水準の 1%まで罰金できるが、500,000 ドンを超えない。
- 2. 本条第 1 項に規定する者の署長、隊長は以下の権限を有する。
 - a) 警告
 - b) 本法第 24 条に規定する該当の分野に対する最大金額水準の 5%まで罰金できるが、2,500,000 ドンを超えない。
- 3. 国境ステーションの司令官、国境海軍部隊司令官、国境小地域の指揮官、港国境の指揮官は以下の権限を有する。
 - a) 警告
 - b) 本法第 24 条に規定する該当の分野に対する最大金額水準の 20%まで罰金できるが、25,000,000 ドンを超えない。
 - c) 本項 b 号に規定する罰金水準を超えない価値のある行政違反の証拠・手段を没収する。
 - d) 本法第 28 条第 1 項 a, c, d, k 号に規定する結果克服措置を適用する。
- 4. 省級の国境警備隊司令官、国境警備隊司令部所轄の国境海軍部隊司令官は以下の権限を有する。
 - a) 警告
 - b) 本法第 24 条に規定する該当の分野に対する最大金額水準まで罰金できる。
 - c) 有期の営業許可証、免許状の利用権を剥奪するまたは有期の活動を停止する。
 - d) 行政違反の証拠・手段の没収。

d) 本法第28条第1項a, c, d, i, k号に規定する結果克服措置を適用する。

第41条 海上警察の権限

1. 公務中の海上警察員は以下の権限を有する。
 - a) 警告
 - b) 本法第24条に規定する該当の分野に対する最大金額水準の2%まで罰金できるが、1,500,000ドンを超えない。
2. 海上警察の事業グループのグループ長は以下の権限を有する。
 - a) 警告
 - b) 本法第24条に規定する該当の分野に対する最大金額水準の5%まで罰金できるが、5,000,000ドンを超えない。
3. 海上警察業務チームの監督、海上警察署長は以下の権限を有する。
 - a) 警告
 - b) 本法第24条に規定する該当の分野に対する最大金額水準の10%まで罰金できるが、10,000,000ドンを超えない。
 - c) 本法第28条第1項a, c, d号に規定する結果克服措置を適用する。
4. 海上警察の海軍部隊長は以下の権限を有する。
 - a) 注意
 - b) 本法第24条に規定する該当の分野に対する最大金額水準の20%まで罰金できるが、25,000,000ドンを超えない。
 - c) 本項b号に規定する罰金水準を超えない価値のある行政違反の証拠・手段を没収する。
 - d) 本法第28条第1項a, c, d, k号に規定する結果克服措置を適用する。
5. 海上警察の海軍部隊長は以下の権限を有する。
 - a) 警告
 - b) 本法第24条に規定する該当の分野に対する最大金額水準の30%まで罰金できるが、50,000,000ドンを超えない。
 - c) 本項b号に規定する罰金水準を超えない価値のある行政違反の証拠・手段を没収する。
 - d) 本法第28条第1項a, c, d, k号に規定する結果克服措置を適用する。
6. 地方の海上警察司令官は以下の権限を有する。
 - a) 警告
 - b) 本法第24条に規定する該当の分野に対する最大金額水準の50%まで罰金できるが、100,000,000ドンを超えない。
 - c) 本項b号に規定する罰金水準を超えない価値のある行政違反の証拠・手段を没収する。
 - d) 本法第28条第1項a, c, d, k号に規定する結果克服措置を適用する。

7. 海上警察局長は以下の権限を有する。
 - a) 警告
 - b) 本法第24条に規定する該当の分野に対する最大金額水準まで罰金できる。
 - c) 有期の営業許可証、免許状の利用権を剥奪するまたは有期の活動を停止する。
 - d) 行政違反の証拠・手段を没収する。
 - d) 本法第28条第1項a, b, c, d, d, k号に規定する結果克服措置を適用する。

第42条 税関の権限

1. 公務中の税関職員は以下の権限を有する。
 - a) 警告
 - b) 500,000ドンまで罰金できる。
2. 税関支局の監督、クリアランス後検査支局の監督は以下の権限を有する。
 - a) 警告
 - b) 5,000,000ドンまで罰金できる。
3. 税関支局長、クリアランス後検査支局長、中央下の省と各省間、都市の税関局所轄の制御チームの監督、アンチ密輸制御チームの監督、税関手続チームの監督、海上制御海軍部隊長と税関総局の密輸防止検査局の知的財産権保護制御チームの監督は以下の権限を有する。
 - a) 警告
 - b) 25,000,000ドンまで罰金できる。
 - c) 本項b号に規定する罰金水準を超えない価値のある行政違反の証拠・手段を没収する。
 - d) 本法第28条第1項d, d, g, i, k号に規定する結果克服措置を適用する。
4. 密輸防止検査局長、税関総局所轄のクリアランス後検査支局長、中央下の省と各省間、都市の税関局長は以下の権限を有する。
 - a) 警告
 - b) 50,000,000ドンまで罰金できる。
 - c) 有期の営業許可証、免許状の利用権を剥奪するまたは有期の活動を停止する。
 - d) 本項b号に規定する罰金水準を超えない価値のある行政違反の証拠・手段を没収する。
 - d) 本法第28条第1項d, d, g, i, k号に規定する結果克服措置を適用する。
5. 税関総局長は以下の権限を有する。
 - a) 警告
 - b) 本法第24条に規定する該当の分野に対する最大金額水準まで罰金できる。

- c) 行政違反の証拠・手段を没収する。
- d) 本法第28条第1項のd, d, g, i, k号に規定する結果克服措置を適用する。

第43条 森林保護の権限

- 1. 公務中のレンジャーは以下の権限を有する。
 - a) 警告
 - b) 500,000 ドンまで罰金できる。
- 2. レンジャーステーションの所長は以下の権限を有する。
 - a) 警告
 - b) 10,000,000 ドンまで罰金できる。
 - c) 本項のbに規定する罰金水準を超えない価値のある行政違反の証拠・手段を没収する。
- 3. 森林保護地区の最高責任者、機動レンジャーと森林防災・消火隊長は以下の権限を有する。
 - a) 警告
 - b) 25,000,000 ドンまで罰金できる。
 - c) 本項b号に規定する罰金水準を超えない価値のある行政違反の証拠・手段を没収する。
 - d) 本法第28条第1項a, c, d, i, k号に規定する結果克服措置を適用する。
- 4. 森林保護支局長、森林保護支局所轄の特任レンジャー隊長は以下の権限を有する。
 - a) 警告
 - b) 50,000,000 ドンまで罰金できる。
 - c) 本項b号に規定する罰金水準を超えない価値のある行政違反の証拠・手段を没収する。
 - d) 有期の営業許可証、免許状の利用権を剥奪するまたは有期の活動を停止する。
 - d) 本法第28条第1項a, b, c, d, i, k号に規定する結果克服措置を適用する。
- 5. 森林保護局長は以下の権限を有する。
 - a) 警告
 - b) 本法第24条に規定する森林管理、森林製品管理の分野に対する最大金額水準まで罰金できる。
 - c) 行政違反の証拠・手段を没収する。
 - d) 有期の営業許可証、免許状の利用権を剥奪するまたは有期の活動を停止する。

- d) 本法第28条第1項a, b, c, d, i, k号に規定する結果克服措置を適用する。

第44条 税務機関の権限

1. 公務中の税務職員は以下の権限を有する。
 - a) 警告
 - b) 500,000 ドンまで罰金できる。
2. 税務隊長は以下の権限を有する。
 - a) 警告
 - b) 2,500,000 ドンまで罰金できる。
3. 税務支局長は以下の権限を有する。
 - a) 警告
 - b) 25,000,000 ドンまで罰金できる。
 - c) 本項b号に規定する罰金水準を超えない価値のある行政違反の証拠・手段を没収する。
 - d) 本法第28条第1項のa, iとkに規定する結果克服措置を適用する。
4. 税務局長は以下の権限を有する。
 - a) 警告
 - b) 70,000,000 ドンまで罰金できる。
 - c) 本項b号に規定する罰金水準を超えない価値のある行政違反の証拠・手段を没収する。
 - d) 本法第28条第1項a, i, k号に規定する結果克服措置を適用する。
5. 税務総局長は以下の権限を有する。
 - a) 警告
 - b) 本法第24条に規定する税務分野に対する最大金額水準まで罰金できる。
 - c) 行政違反の証拠・手段を没収する。
 - d) 本法第28条第1項a, i, k号に規定する結果克服措置を適用する。

第45条 市場管理の権限

1. 公務中の市場検査員は以下の権限を有する。
 - a) 警告
 - b) 500,000 ドンまで罰金できる。
2. 市場管理隊長は以下の権限を有する。
 - a) 警告
 - b) 25,000,000 ドンまで罰金できる。
 - c) 本項b号に規定する罰金水準を超えない価値のある行政違反の証拠・手段を没収する。

- d) 本法第28条第1項a, d, e, g, h, i, k号に規定する結果克服措置を適用する。
3. 商工局所轄の市場管理支局長、アンチ密輸局長、アンチ偽造局長、市場管理局所轄の商品品質管理局長は以下の権限を有する。
- a) 警告
 - b) 50,000,000ドンまで罰金できる。
 - c) 本項b号に規定する罰金水準を超えない価値のある行政違反の証拠・手段を没収する。
 - d) 有期の営業許可証、免許状の利用権を剥奪するまたは有期の活動を停止する。
 - d) 本法第28条第1項a, c, d, d, e, g, h, i, k号に規定する結果克服措置を適用する。
4. 市場管理局長は以下の権限を有する。
- a) 警告
 - b) 本法第24条に規定する該当の分野に対する最大金額水準まで罰金できる。
 - c) 行政違反の証拠・手段を没収する。
 - d) 有期の営業許可証、免許状の利用権を剥奪するまたは有期の活動を停止する。
 - d) 本法第28条第1項a, c, d, d, e, g, h, i, k号に規定する結果克服措置を適用する。

第46条 監査官の権限

- 1. 専門の監査業務を割り当てられ、公務中の監査官は以下の権限を有する。
 - a) 警告
 - b) 本法第24条に規定する該当の分野に対する最大金額水準の1%まで罰金できるが、500,000,000ドンを超えない。
 - c) 本項b号に規定する罰金水準を超えない価値のある行政違反の証拠・手段を没収する。
 - d) 本法第28条第1項a, c, d号に規定する結果克服措置を適用する。
- 2. 局の監査主任、航空局の監査主任、海事局の監査主任、放射線安全と原子力の監査主任、国家証券委員会の監査主任、食品安全と衛生支局長、医療局所轄の人口・家族計画化支局長、農業農村開発局所轄の植物保護、獣医、漁業、農業・林業・漁業の品質管理、灌漑、堤防、林業、農村開発支局長、地域周波数センター所長と政府により専門監査機能の実行を割り当てられた同等の肩書は以下の権限を有する。
 - a) 警告
 - b) 本法第24条に規定する該当の分野に対する最大金額水準の50%まで罰金

できるが、50,000,000,000 ドンを超えない。

c) 有期の営業許可証、免許状の利用権を剥奪するまたは有期の活動を停止する。

d) 本項 b 号に規定する罰金水準を超えない価値のある行政違反の証拠・手段を没収する。

d) 本法第 28 条第 1 項に規定する結果克服措置を適用する。

3. 国家地域留保局長、統計局長、汚染制御局長、中央下の省や都市の国庫局長と政府により専門監査機能の実行を割り当てられた同等の肩書は以下の権限を有する。

a) 警告

b) 本法第 24 条に規定する該当の分野に対する最大金額水準の 70% まで罰金できるが、250,000,000 ドンを超えない。

c) 有期の営業許可証、免許状の利用権を剥奪するまたは有期の活動を停止する。

d) 本項 b 号に規定する罰金水準を超えない価値のある行政違反の証拠・手段を没収する。

d) 本法第 28 条第 1 項に規定する結果克服措置を適用する。

4. 省や省同等の機関の監査主任、ベトナム道路総局長、統計総局長、品質測定基準総局長、職業訓練総局長、灌溉総局長、林業総局長、水産総局長、地質と鉱物総局長、環境総局長、土地管理総局長、国庫局長、国家証券委員会の委員長、国家留保総局長、人口・家族計画化総局長、海外でのベトナム人の国家委員会の委員長、中央競争と顕彰協会の会長、政府宗協会の会長、化成品局長、安全工学と産業環境局長、ベトナム鉄道局長、ベトナム内陸水路局長、ベトナム海事局長、ベトナム航空局長、放射線安全と核局長、獣医局長、植物保護局長、栽培局長、飼育局長、農林水産業の品質管理局長、協力経済と農村開発局長、農林水産業の加工・貿易と製塩局長、保険管理と監視局長、無線周波数局長、電気通信局長、ラジオとテレビ放送、電子情報の管理局長、新聞局長、出版局長、薬剤管理局長、健康診断・治療管理局長、医療環境管理局長、予防医療局長、食品安全と衛生局長と政府により専門監査機能の実行を割り当てられた同等の肩書は以下の権限を有する。

a) 警告

b) 本法第 24 条に規定する該当の分野に対する最大金額水準まで罰金できる。

c) 有期の営業許可証、免許状の利用権を剥奪するまたは有期の活動を停止する。

d) 行政違反の証拠・手段を没収する。

d) 本法第 28 条第 1 項に規定する結果克服措置を適用する。

5. 省級の専門監査団長は本条第3項の規定に従って処分する権限を有する。局レベルの専門監査団長、政府により専門監査機能の実行を割り当てられた国家管理機関の専門監査団長は本条第2項の規定に従って処分する権限を有する。

第47条 海事港務、航空港務、内陸水路港務の権限

1. 海事港務の代表者、航空港務の代表者、内陸水路港務の代表者は以下の権限を有する。
 - a) 警告
 - b) 10,000,000 ドンまでを罰金できる。
 - c) 本項b号に規定する罰金水準を超えない価値のある行政違反の証拠・手段を没収する。
2. ベトナム水路局所轄の海事港務の所長、航空港務の所長、内陸水路港務の所長は以下の権限を有する。
 - a) 警告
 - b) 25,000,000 ドンまでを罰金できる。
 - c) 有期の営業許可証、免許状の利用権を剥奪するまたは有期の活動を停止する。
 - d) 本項b号に規定する罰金水準を超えない価値のある行政違反の証拠・手段を没収する。
 - d) 本法第28条第1項a, b, c, d, i, k号に規定する結果克服措置を適用する。

第48条 人民裁判所の権限

1. 公判期日の裁判長である裁判官は、以下の権限を有する。
 - a) 警告
 - b) 1,000,000 ドンまでの罰金
 - c) 本項b号に規定する罰金額を超えない価額の行政違反の証拠、手段の没収
2. 破産事件の解決を担当する裁判官は、以下の権限を有する。
 - a) 警告
 - b) 5,000,000 ドンまでの罰金
 - c) 本項b号に規定する罰金額を超えない価額の行政違反の証拠、手段の没収
 - d) 本法第28条第1項a号、i号及びk号に規定する結果克服措置の適用
3. 県級人民裁判所の長官、省級人民裁判所の専門法廷裁判長、区域軍事裁判所の長官は、以下の権限を有する。
 - a) 警告
 - b) 7,500,000 ドンまでの罰金

- c) 本項 b 号に規定する罰金額を超えない価額の行政違反の証拠、手段の没収
- 4. 省級人民裁判所の長官、軍区及び同格の軍事裁判所の長官、最高人民裁判所専門法廷の裁判長は、以下の権限を有する。
 - a) 警告
 - b) 本法第 24 条に規定する該当の分野に対する最高罰金額までの罰金
 - c) 行政違反のために使用された証拠、手段の没収
 - d) 本法第 28 条第 1 項 a 号、i 号及び k 号に規定する結果克服措置の適用

第 49 条 民事判決執行機関の権限

- 1. 公務執行中の民事判決執行官は、以下の権限を有する。
 - a) 警告
 - b) 500,000 ドンまでの罰金
- 2. 民事判決執行支局長は、以下の権限を有する。
 - a) 警告
 - b) 2,500,000 ドンまでの罰金
 - c) 本項 b 号に規定する罰金額を超えない価額の行政違反の証拠、手段の没収
 - d) 本法第 28 条第 1 項 a 号、i 号及び k 号に規定する結果克服措置の適用
- 3. 破産事件の管理・清算班の班長である民事判決執行官は、以下の権限を有する。
 - a) 警告
 - b) 5,000,000 ドンまでの罰金
 - c) 本法第 28 条第 1 項 a 号、i 号及び k 号に規定する結果克服措置の適用
- 4. 民事判決執行局長、軍区級判決執行室長は、以下の権限を有する。
 - a) 警告
 - b) 20,000,000 ドンまでの罰金
 - c) 本項 b 号に規定する罰金額を超えない価額の行政違反の証拠、手段の没収
 - d) 本法第 28 条第 1 項 a 号、i 号及び k 号に規定する結果克服措置の適用
- 5. 民事判決執行総局長は、以下の権限を有する。
 - a) 警告
 - b) 本法第 24 条に規定する民事判決執行分野に対する最高額までの罰金
 - c) 行政違反の証拠、手段の没収
 - d) 本法第 28 条第 1 項 a 号、i 号及び k 号に規定する結果克服措置の適用

第 50 条 外国労務管理局の権限

外国労務管理局長は以下の権限を有する。

- 1. 警告
- 2. 本法第 24 条に規定する外国労務管理分野に対する最大の水準まで罰金でき

る。

3. 行政違反の証拠・手段を没収する。
4. 有期のライセンスの利用権を剥奪する、または有期の活動を停止する。
5. 本法第28条第1項a, i, k号に規定する結果克服措置を適用する。

第51条 在外公館、領事館、外国でベトナム社会主義共和国の領事機能の実施を委任されたその他の機関の権限

在外公館、領事館、外国でベトナム社会主義共和国の領事機能の実施を委任されたその他の機関の最高責任者は以下の権限を有する。

1. 警告
2. 本法第24条に規定する該当の分野に対する最大金額水準まで罰金できる。
3. 行政違反の証拠・手段を没収する。
4. 本法第28条第1項a, i, k号に規定する結果克服措置を適用する。

第52条 行政違反処罰及び結果克服措置の適用権限の確定及び限界の確定の原則

1. 本法第38条から51条まで規定される者の行政違反処罰権限は個人の一つの行政違反行為に対して適用される権限であり、罰金する場合、組織への処分権限は個人への処分権限の2倍であり、その肩書に対して本法で規定するペーセンテージによって確定される。

本法第23条第1項第2段に規定する分野に所属する市内地区での行政違反に対して罰金する場合、政府が規定する行政違反行為に対して罰金する権限のある肩書も相当する処分権限も有するが、罰金水準は中央直轄都市人民委員会が市内に対し規定する行政違反行為に対する罰金水準を上回る。

2. 本条第1項に規定する罰金の権限は各特定の行為に対し規定する罰金枠の最大の水準に基づいて確定される。
3. 各階級の人民委員会の委員長は地方の国家管理分野における行政違反処罰権限を有する。

本法第39条から51条まで規定される行政違反処罰権限を有する者は自分が管理する分野や業界に所属する行政違反処罰権限を有する。

行政違反が多くの者の処分権限に所属する場合、行政違反処罰は最初の受理者により行われる。

4. 多くの行政違反行為を行った一人に処分する場合、行政違反処罰権限は以下の原則で確定される。
 - a) 処分形式や水準、没収された行政違反の証拠・手段の価値、各行為ごとに對し規定される 結果克服措置が全て行政違反者処分権限の範囲内である場合、処分権限はその人の所有のままである。

- b) 処分形式や水準、没収された行政違反の証拠・手段の価値、各行為ごとに対し規定される 結果克服措置が全て行政違反者処分権限範囲を超える場合、その人は違反事件を処分権限のある上位機関に引き渡す必要がある。
- c) 違反行為が異なる業界の多くの者の行政違反処罰権限になる場合、処分権限は違反が発生した所の処分権限のある人民委員会の委員長になる。

第 53 条 行政違反処罰権限を有する職位の名称変更

本法に規定する行政違反処罰権限を有する職位は、名称に変更があっても、処分権限を有する。

第 54 条 処罰権の付与

1. 第 38 条、第 39 条第 2, 3, 4, 5, 6 と 7 項、第 40 条第 2, 3, 4 項、第 41 条第 3, 4, 5, 6, 7 項、第 42 条第 2, 3, 4, 5 項、第 43 条第 2, 3, 4 と 5 項、第 44 条第 2, 3, 4 と 5 項、第 45 条第 2, 3 と 4 項、第 46 条第 2, 3 と 4 項、第 47 条、第 48 条第 3 と 4 項、第 49 条第 2, 4 と 5 項、第 50 条と第 51 条に規定する行政違反処罰権限を有する者は次長級の者に行政違反処罰権限を引き渡すことができる。
2. 行政違反処罰権限の付与は頻繁にまたは事件により隨時行われ、必ず文書で行われ、その中で権限付与の範囲、内容、期限を明記しなければならない。
3. 行政違反処罰権限を引き渡された次長は長官と法律に対し、自分の行政違反処罰決定について責任を負う。権限を引き渡された人はいずれかの他人に権限を引き渡したり委任したりしてはいけない。

第三章 処罰、処罰決定の執行及び処罰決定の執行強制の手続

第一節 処罰手続

第 55 条 行政違反行為の終了の強制

公務中の権限を有する者が行なっている行政違反行為に対して適用した行政違反行為の終了を強制し、その違反行為を直ぐに終了させる。行政違反行為終了の強制は言葉、笛、号令、文書または法律の規定によるその他の形式で行われる。

第 56 条 記録を作成しない行政違反処罰

1. 記録を作成しない行政違反処罰は注意の処分の場合で、個人への 250,000 までの罰金、組織への 500,000 の罰金である場合に適用され、処分権限を有する者はその場で行政違反処罰決定を実施しなければならない。
行政違反が手段、技術的な装置、業務を用いて検出された場合、記録を作成しなければならない。

2. 現場での行政違反処罰決定は必ず決定の年月日、違反者の氏名と住所、違反組織の名前と住所、違反行為、違反場所、証拠と違反解決に関連する事情、処分決定者の氏名と職位、適用された法的文書の条項を明記しなければならない。罰金する場合、罰金水準を明記しなければならない。

第 57 条 記録を作成する行政違反処罰、行政違反処罰の記録

1. 記録を作成する行政違反処罰は本法第 56 条第 1 項の 1 に規定するケースに当たらない行政違反の個人や組織の行政違反行為に対し適用される。
2. 記録を作成する行政違反処罰は処分権限を有する者により行政違反処罰書類として作成されなければならない。書類には行政違反記録、行政処分決定、関係の書類を含まれ、記録を付けなければならない。
書類は保管に関する法律の規定に従って保管されなければならない。

第 58 条 行政違反記録の作成

1. 行政違反が自分の管理分野に所属することを把握した場合、公務中の権限を有する者は即時に記録を作成しなければならない（本法第 56 条第 1 項に規定する記録なしの処分の場合を除く）。

行政違反が手段、技術的な装置、業務を用いて検出された場合、行政違反記録の作成は違反の組織や個人を特定できた次第、実行されるものとする。

航空機、船舶、列車で発生した行政違反である場合、航空機の指導者、船長、列車の指導者は記録を作成し、航空機、船舶、列車が空港、港湾、鉄道駅に到着した後、すぐに行政違反処罰権限を有する者に渡す責任を負う。

2. 行政違反記録には作成した年月日と場所、作成者の名前と職位、違反者の氏名、住所と仕事、または違反組織の名前と住所、違反した年月日と場所、違反行為、行政違反防止と処理確保措置、没収された証拠・手段の状況、違反者または違反組織代表者の申告、証人、損害者または損害組織代表者がいる場合、それらの人の氏名、住所と申告、違反者または違反組織代表者の行政違反についての説明の権限と期限、説明受入機関を明記しなければならない。

違反者または違反組織代表者が違反場所に不在する場合、または故意的に回避する、または客観的な理由のため記録に署名しない場合、その記録は違反が発生した所の自治体の代表者または二人の証人の署名を得なければならない。

3. 行政違反記録には少なくとも 2 通で作成され、作成者と違反者または違反組織代表者の署名がある必要がある。違反者が署名できない場合は指を押す。証人、損害者または損害組織代表者がいる場合、彼らも記録に共に署名しなければならない。記録に複数のページを跨ぐ場合、本項に規定される者は各ページに署名しなければならない。違反者または違反組織代表者、証人、損害者または損害組織代表者が署名を拒否した場合、作成者はその理由を明記しなければなら

ない。

作成された行政違反記録は行政違反の個人や組織に1通を渡されなければならぬ。行政違反が作成者の権限範囲外、またはその権限を超えた場合、すぐ処分権限を有する者に渡され、処分を実施されなければならない。

未成年者の行政違反である場合、記録はその人の親または保護者へも渡されることになる。

第59条 行政違反事件の事情確認

1. 行政違反処罰決定を検討する際に、必要に応じて処分権限を有する者は以下の事情を確認する責任を負う。
 - a) 行政違反があつたかどうか。
 - b) 行政違反行為を行つた個人や組織、行政違反の個人の識別情報。
 - c) 加重すべき情状、酌量すべき事情。
 - d) 行政違反による損害の性質と程度。
 - d) 本法第65条第1項の規定に従つて行政違反処罰決定をしなかつたケース。
 - e) 処分の検討・決定に必要なその他事情。
 - g) 処分の検討・決定過程中に、処分権限を有する者は鑑定を要求することができる。鑑定の要求は鑑定に関する法律の規定に従つて行われる。
2. 行政違反事件の事情確認は文書でしなければならない。

第60条 罰金枠、処罰権限を確定するための行政違反の証拠の価額の確定

1. 罰金枠、処罰権限の確定根拠にするために行政違反証拠の価値を確定する必要がある場合、事件対応中の権限を有する者は証拠の価値を確定しその確定について責任を負う。
2. 特定の証拠に応じて、価値の確定は以下の優先順位による根拠のいずれかに基づいて行われる。
 - a) 公示する価格または契約上価格、または購入請求書あるいは輸入申告書。
 - b) 地元の財務機関の公表価格。その公表価値がない場合、行政違反が発生した時点での地元の市場価格。
 - c) 発売されない製品である場合は証拠の値段。
 - d) 証拠が偽物である場合、その証拠の価値はその偽物の本物の市場価格、または同じ機能、技術、効果のある製品の行政違反を摘発した場所の時点での市場価格。
3. 罰金枠、処罰権限の根拠にするために行政違反証拠の価値を確定する時、本条第2項に規定する根拠を適用できない場合、事件対応中の権限を有する者は違反証拠没収を決定し、価格決定評議会を設立することができる。価格決定評議会のメンバーは行政違反証拠没収決定者が会長で、同等階級の財務機関代表

者と関係する専門機関代表者が会員である。

価値確定のために証拠を没収する期間は没収決定時点から24時間を超えないものとする。必要に応じて、その期限を延期できるが、最大24時間を超えない。没収、価格決定及び没収による損害に関する費用の全ては没収決定権限を有する者の機関が負担する。没収の手続や記録は本法第125条第9項の5の規定に従って行われる。

4. 価値確定の根拠と行政違反証拠の価値の確定に関連する資料は行政違反处罚書類に明記されなければならない。

第61条 説明

1. 法律で有期の営業許可証、免許状の利用権の剥奪又は有期の活動の停止という处分形式の適用、またはその行為に対し個人へは15,000,000ドン以上、組織へは30,000,000以上の罰金枠の最大罰金水準の適用を規定する行政違反行為に対して、違反の個人や組織は行政違反处罚権限を有する者に直接口頭でまたは文書で説明する権限を有する。处分権限を有する者は、处分を決定する前に、行政違反の個人や組織の説明意見を検討する責任がある（本条第2項と3項に規定する期限内で個人や組織が説明を要望しない場合を除く）。

2. 文書での説明の場合、行政違反の個人や組織は行政違反記録の作成日から5日以内に行政違反处罚権限を有する者に説明文書を提出しなければならない。
事件には多くの複雑な事情がある場合、権限を有する者は違反の個人や組織の要請に従って延期できるが、5日を超えない。

行政違反の個人や組織は文書での説明について自己実施するかまたは適法な代理人に委任することができる。

3. 直接口頭での説明の場合、行政違反の個人や組織は行政違反記録作成日から2営業日以内に直接口頭の申請書を行政違反处罚権限を有する者に届けなければならない。

处分権限を有する者は書面にて違反者に違反者の申請書を受領した日から5日以内に直接口頭での説明会の日時と場所を通知しなければならない。

处分権限を有する者は直接口頭での説明会を開催し、法的根拠と事情、行政違反行為に関連する証拠、適用予定の处分形式と結果克服措置を明記する責任を負う。行政違反の個人や組織、彼らの適法な代理人は直接口頭での説明会に出席して自分の正当な権利と利益を保護するための意見や証拠を提出する権限がある。

直接口頭での説明は文書で記録され、各当事者の署名を得る必要がある。記録書が多くのページを跨ぐ場合、各当事者は各ページに署名しなければならない。本記録書は行政違反处罚書に保管され、違反の個人や組織または彼らの適法な代理人に1通を渡される。

第62条 犯罪の兆候がある違反事件記録の刑事責任追及のための引渡し

1. 行政違反処罰決定のために違反事件を検討する時に、その違反行為が犯罪の兆候があると判断する場合、処分権限を有する者はすぐその違反事件の書類を刑事提訴執行機関に引き渡ししなければならない。
2. 行政違反処罰決定の執行中に、違反行為が犯罪の兆候があるあると判断されるが、刑事責任追究の時效が切れていない場合、行政違反処罰の決定者はその決定の執行の一時停止を決定しなければならない。一時停止日から違反事件の書類を刑事提訴執行機関に渡さなければならない。処分決定を既に執行した場合、行政違反処罰の決定者は違反事件の書類を刑事提訴執行機関に渡さなければならない。
3. 刑事提訴執行機関は事件の検討・結論を行い、刑事提訴の法律の規定による期限内に該当する書類を提出した権限を有する者に書面にて処理結果を回答しなければならない。刑事案件を起訴しない場合、刑事案件非起訴決定日から3日以内に 提訴執行機関は該当の書類を提出した処分権限を有する者に返しなければならない。
本条第2項に規定する場合に関して、刑事提訴執行機関が事件の起訴を決定した場合、行政違反処罰権限を有する者は行政違反処罰決定を取り消して全ての行政違反の証拠・手段と処分執行に関する資料を刑事提訴執行機関に渡さなければならない。
4. 刑事責任追究のために犯罪の兆候がある違反事件の書類の引き渡しは違反個人にも通知されなければならない。

第63条 行政処罰のために違反事件記録の引渡し

1. 刑事提訴執行機関が受理して処理したが、その後、刑事案件非起訴決定、刑事案件起訴取り消し決定、調査停止決定または事件停止決定があった事件の場合、その行為が行政違反の兆候がある場合、決定日から3日以内に刑事提訴執行機関は上記の決定及び違反事件の書類、証拠、手段並びに行政違反処罰依頼書を行政違反処罰権限を有する者に渡さなければならない。
2. 行政違反処罰は刑事提訴執行機関が引き渡した違反事件の書類に基いて行われる。
必要に応じて、処分権限を有する者は行政違反処罰決定用根拠としてさらに事情を確認する。
3. 行政違反処罰決定の期限は本条第1項に規定する決定及び違反事件の書類を受領した日から30日以内とする。本条第2項の規定に基づいてさらに確認する必要がある場合、最大の期限は45日を超えない。

第64条 行政違反の発見のための専門的技術手段、設備の使用

1. 行政違反処罰権限を有する期間や者は秩序、交通安全と環境保護に関する行政違反を摘発するために業務専用の手段や技術設備を使うことができる。
2. 業務専用の手段や技術設備の管理、利用とその一覧表の規定は以下の原則を順守しなければならない。
 - a) 市民の自由権、名誉、人間の尊厳とプライバシー、個人や組織その他の合法的権利と権益を尊重すること。
 - b) 業務専用の手段や技術設備の使用手順と規則を順守すること。
 - c) 業務専用の手段や技術設備で収集された結果は文書で記録され、行政違反処罰にのみ使われること。
 - d) 業務専用の手段や技術設備は権限のある機関により規定された標準や技術基準を満たすこと。
3. 政府は行政違反の摘発に使われた業務専用の手段や技術設備の管理、利用とその一覧表の規定について規定する。

第 65 条 行政違反処罰決定を下さない場合

1. 以下の場合に当たる場合に政違反処分決定を行わない。
 - a) 本法第 11 条に規定する場合。
 - b) 行政違反対象者を特定できない場合。
 - c) 第 6 条に規定する行政違反処罰の時効が切れた、または本法第 63 条第 3 項または第 66 条第 1 項に規定する処分の決定期限が切れた場合。
 - d) 処分決定の検討期間中に行行政違反の個人が死亡または行方不明した場合、行政違反の組織は解散・破産した場合。
 - d) 本法第 62 条の規定に従って犯罪の兆候がある違反事件の書類を引き渡した場合。
2. 本条第 1 項の a, b, c に規定する場合に関して、権限を有する者は行政違反処罰決定を行わないが、国家予算へ納めるために没収、または 流行禁止対象の行政違反の証拠の破壊と本法第 28 条第 1 項に規定する結果克服措置の適用を決定することができる。
決定には行政違反処罰を決定しない理由、撤収・破壊された証拠、適用された結果克服措置、執行責任者と期限を明記しなければならない。

第 66 条 行政違反処罰の決定期限

1. 行政違反処罰権限を有する者は行政違反記録の作成日から 7 日以内に行政違反処罰決定を行わなければならない。多くの複雑な事情があるが説明対象以外の事件、または本法第 61 条第 2 項と第 3 項の規定による説明対象事件である場合は、処分の決定期限は記録の作成日から最大 30 日とする。
特に深刻で多くの複雑な事情があり、本法第 61 条第 2 項と第 3 項の規定に

よる説明対象事件で、さらに確認や証拠収集に時間が必要である場合、対応している権限を有する者は上位に書面にて報告して期限の延期を申請しなければならない。延期は書面で行い、延期期限は30日を超えないものとする。

2. 本条第1項の期限または本法第63条第3項の期限を超えて、処分権限を有する者は処分決定を行わないが、本法第28条第1項に規定する結果克服措置の適用、国家予算へ納めるために没収、または流行禁止対象の行政違反の証拠の破壊を決定する。

行政違反処罰権限を有する者は期限を超えても処分決定を行わない場合、法律の規定に従って処理される。

第67条 行政違反処罰決定の発行

1. 一人の個人や組織が1回で処分を受ける多くの行政違反行為を担当する場合、1つの処分決定のみを行い、その中で、各行政違反行為に対して処分形式や水準を決定する。
2. 多くの個人や組織が同じ行政違反行為を担当する場合、各個人、組織に対して処分形式や水準を決定するために1つ以上の決定を行うことができる。
3. 多くの個人や組織が同じ違反事件の複数の異なる行政違反行為を担当する場合、各個人、組織の各行政違反行為に対して処分形式や水準を決定するために1つ以上の決定を行うことができる。
4. 処分の決定は署名日から発効する（決定に発効日が別の日と規定する場合を除く）。

第68条 行政違反処罰決定の内容

1. 行政違反処罰決定に以下の主な内容を含む必要がある。
 - a) 決定を行う場所、年月日。
 - b) 決定を発行するための法的根拠。
 - c) 行政違反記録書、確認書、違反の個人や組織の説明書または説明会の議事録またはその他の資料（もしあれば）。
 - d) 決定者の氏名と職位。
 - d) 違反者の氏名、住所、職業、または違反組織の氏名、住所。
 - e) 行政違反行為、酌量すべき事情、加重すべき情状。
 - g) 適用された法律文書の条項。
 - h) 主たる処分形式、従たる処分形式、結果克服措置（もしあれば）。
 - i) 行政違反処罰決定への不服申立てや起訴の権利。
 - k) 決定の有効期限、行政違反処罰決定の期限と執行場所、罰金納付場所。
 - l) 行政違反処罰決定者の氏名と署名。
 - m) 行政違反処罰決定の執行責任者と行政違反処罰を受ける個人や組織が自

- 発的に執行しない場合の強制。
2. 決定の執行期限は処分決定受領日から 10 日とする。処分決定には 10 日以上の執行期限を規定した場合、その規定に従う。
 3. 同じ違反行為をした多くの個人や組織、または同じ違反事件の複数の異なる行政違反行為をした多くの個人や組織に対し同じ行政違反処罰決定を発行する場合、各個人や組織の違反内容、処分形式や水準は詳しくて明確に記載しなければならない。

第二節 行政違反処罰決定の執行

第 69 条 記録を作成しない処罰決定の執行

1. 記録作成なしの行政違反処罰決定は処分を受ける個人や組織に 1 通を渡しなければならない。未成年者が注意の処分を受ける場合、その処分決定は本人の親や保護者にも渡しなければならない。
2. 違反の個人や組織はその場で処分する権限を有する者に罰金額を支払う。徴収者は領収書を支払った個人や組織に渡し、徴収日から 2 日以内に国庫で徴収した金額を直接納めるか、あるいは国庫の口座番号に振り込む。
違反の個人や組織がその場で罰金額を支払えない場合、本法第 78 条第 1 項に規定する期限以内に国庫で直接納めるか、あるいは処分決定に記載する国庫の口座番号に振り込む。

第 70 条 執行のための行政違反処罰決定の送付

記録作成ありの行政違反処罰決定の発行日から 2 日以内に処分を決定した権限を有する者は執行のために処分を受けた個人や組織、罰金額徴収機関とその他の関係機関（もしあれば）に処分決定を送付しなければならない。

行政違反処罰決定を個人や組織に直接届けるか、あるいは書留の形で郵送して、処分を受けた個人や組織に通知しなければならない。

行政違反処罰決定を個人や組織に直接届ける場合、違反の個人や組織が故意に受け取らない場合、権限を有する者はその受取拒否について記録書を作成して自治体の確認を得ると、その決定は確かに届けられたとみなされる。

行政違反処罰決定を書留の形で郵送する場合、3 回目まで郵送した日から 10 日以内に、違反の個人や組織が故意に受け取らなかったことにより郵送先に戻された、処分決定が処分を受けた個人の居住地、組織の本所に公示された、または違反者が処分決定の受領を拒否した根拠がある場合、その決定は確かに届けられたとみなされる。

第 71 条 執行のための処罰決定の交付

1. この省級の行政地域で行政違反をした個人や組織が他の省級の行政地域で

居住するまたは本所を置く、かつ処分を受けた所で処分決定を執行することができない場合、その処分決定は執行の組織のために、個人が居住し、組織が本所を置く所の同等レベル機関へ引き渡される。個人が居住し、組織が本所を置く所に同等レベル機関が存在しない場合、その処分決定は執行の組織のために、県級の人民委員会へ引き渡される。

2. 行政違反がこの県級の行政地域で発生したが、個人が別の県級の行政地域で居住し、組織が本所を置く、かつ山地、海島、遠隔地等の省に所属し、交通が不便であり、処分を受けた所で処分決定を執行することができない場合、その処分決定は執行の組織のために、個人が居住し、組織が本所を置く所の同等レベル機関へ引き渡される。
3. 行政違反処罰権限を有する機関は、本条第1項と2項に規定するケースに対して、全ての書類や関係資料、行政違反の証拠・手段（もしあれば）に処分決定受入機関へ引き渡して、本法の規定に従って執行される。違反の個人や組織は書類、行政違反の証拠・手段の運送料を支払う責任がある。

第72条 行政違反をした個人、組織に対する処罰のマスメディア上の公示

1. 食品の安全性。製品や商品の品質、薬局、健康診断・治療、労働、建設、社会保険、健康保険、環境保護、税務、証券、知的財産、測量、模倣品の生産・売買に関する行政違反が悲惨な結果を引き起こした、あるいは世論への悪影響を与えた場合、行政違反処罰権限を有する者の機関はその処分について公示する責任を負う。
2. 公示する内容は行政違反の個人や組織、違反行為、処分形式と結果克服措置が含まれる。
3. 公示は行政違反が発生した所の省や局の管理機関あるいは省級の人民委員会のホームページまたは新聞で行われる。

第73条 行政違反処罰決定の執行

1. 行政違反処罰を受けた個人や組織は行政違反処罰決定を受領した日から10日以内に処分決定を執行しなければならない。行政違反処罰決定に10日以上の執行期限を規定した場合、その規定に従う。
処分を受けた個人や組織が行政違反処罰決定に対して不服申立て・提訴した場合でも処分決定を執行しなければならない（本法第15条第3項に規定する場合を除く）。不服申立て・提訴は法律の規定に従って処理される。
2. 処分決定をした処分権限を有する者は処分を受けた個人や組織の処分決定の執行を監視して、司法省、地元の司法機関の行政違反処罰に関するデータベース管理機関へ処分決定執行終了結果を通知しなければならない。

第74条 行政違反処罰決定の執行の時効

1. 行政違反処罰決定執行の時効は決定発行日から1年間とする。この期限が満期した場合、その執行は終了する（ただし、処分決定に処分形式、行政違反の証拠・手段の没収、結果克服措置の適用を記載した場合には環境保護、輸送、保安・秩序、社会保障を確保するために、必要に応じて、流行禁止対象の証拠や手段を没収し結果克服措置を適用する必要がある）。
2. 処分を受けた個人や組織が故意的に回避・遅延した場合、上記の期限は回避・遅延が終了する日から計算される。

第75条 処罰を受けた者が死亡し、失踪し、処罰を受けた組織が解散し、破産した場合の行政違反処罰決定の執行

処分を受けた個人が死亡・行方不明した場合、組織が解散・破産した場合は罰金の決定を執行しないが、処分決定に記載した処分形式、行政違反の証拠・手段の没収及び結果克服措置を執行する。

政府は本条について詳細を規定する。

第76条 罰金決定の執行の延期

1. 罰金の決定は、3,000,000ドン以上の罰金を受けた人が自然災害、災害、火災、病気、致命的な病気、事故により経済的に特に厳しい状況になって、居住する所の人民委員会の確認あるいは学習・就職している機関や組織の確認を得た場合、その執行を延期することができる。
2. 罰金を受けた人は行政違反処罰決定執行の延期申請書を処分決定者の機関へ提出しなければならない。申請書を受領した日から5日以内に処分決定者はその処分決定執行の延期について検討する。
処分決定執行の延期期限は延期決定日から3ヶ月を超えない。
3. 処分決定執行の延期を受けた人は本法第125条第6項の規定による、没収されている書類、行政違反の証拠・手段を返され。

第77条 罰金の減免

1. 本法第76条第1項に当たる個人は決定を執行することができない場合、処分決定に記載する罰金額の残り金額の減免を検討される場合がある。
2. 本条第1項に規定する個人は罰金額の残りまた全部の金額の減免についての申請書を処分決定者に提出しなければならない。申請書を受領した日から3日以内に処分決定者はその管轄上位責任者にそれと事件の書類を引き渡しなければならない。申請書を受領した日から5日以内に管轄上位責任者はそれを検討・決定して、処分決定者と申請者に通知する。承認しない場合は、理由を明記して通知しなければならない。

処分決定が省級の人民委員会の委員長により行われた場合、その省の人民委員会は罰金額の減免について検討・決定する。

3. 罰金額の減免を受けた個人は本法第125条第6項による、没収中の書類、証拠、手段を返される。

第78条 罰金の納付手続

1. 処分決定を受領した日から10日位内に、処分を受けた個人や組織は国庫で直接支払うかまたは処分決定に記載する国庫の講座番号へ振り込まなければならぬ（本条第2項と3項に規定する罰金額を納付した場合を除く）。上記の期限を超えて納付しない場合、処分決定の執行を強制され、納付遅延の一日当たりに個人や組織は未納付の金額を0,05%を追加して支払うことになる。
2. 山地、海島、遠隔地、国境地域等で交通が不便である場合、個人や組織は処分する権限を有する者に納付しても良い。処分権限を有する者はその場で徴収して徴収日から7日以内に国庫で納めるか、または国庫の講座番号に振り込むことになる。

海上、または営業時間外の処分である場合、処分権限を有する者は直接罰金額を徴収できるが陸に到着する日、または徴収日から2営業日以内に国庫で納めるか、または国庫の講座番号に振り込混なければならない。

3. 罰金を受けた行政違反の個人や組織は本法第79条の規定を除き、一括支払うことになる。

あらゆる罰金額の徴収の場合で徴収者は領収書を納付した個人や組織に発行しなければならない。

4. 政府は本条について詳細を規定する。

第79条 罰金の分割納付

1. 罰金額を数回分割して納付するのは以下の条件を満たした場合に適用される。
 - a) 個人の場合は20,000,000ドン以上で、組織の場合は200,000,000ドン以上。
 - b) 経済的に厳しくて数回分割して納付する申請書を提出した。個人の申請書はその人が居住する所の社人民委員会、または学習・就職する所の機関や組織により経済的に厳しい状況について確認を得なければならない。組織の申請書はその直接管理する税務機関または管轄上位組織により経済的に厳しい状況について確認を得なければならない。
2. 数回分割して納付する期限は処分決定が発効する日から6ヶ月を超えない。納付階数は3回を超えない。
初回の金額は少なくとも罰金額の40%である。
3. 罰金決定発行者は数回分割して納付することを決定できる。数回分割して納

付するの決定は文書にて行われる。

第80条 有期の営業許可証、免許状の使用権の剥奪又は有期の活動停止の手続

1. 有期の営業許可証、免許状の利用権の剥奪が処分決定に明記された場合、処分権限を有する者は営業許可証、免許状を没収し保管してすぐにその営業許可証、免許状の交付機関に通知する。処分決定に記載された営業許可証、免許状の利用権の剥奪期限が切れた場合、処分権限を有する者は営業許可証、免許状をその営業許可証、免許状を剥奪された個人や組織に返す。
2. 有期の活動を停止する場合、違反の個人や組織は処分決定に記載された生産、経営、サービスまたはその他の活動の一部または全部をすぐ停止しなければならない。
3. 営業許可証、免許状の利用権を剥奪されているまたは有期の活動を停止されている期間中に、生産・経営、サービスの施設は処分決定に記載された活動を行ってはいけない。
4. 本条第1項と2項に規定するケースに関して、生産・経営、サービスの施設が実際に人間の生命、健康、環境に悪影響を与えるおそれがある場合、権限を有する者は有期の営業許可証、免許状または有期の活動の停止の剥奪について関係機関に文書にて通知しなければならない。
5. 交付された営業許可証、免許状が権限範囲に違反した、または内容的に法律に違反することを発見された場合、処分権限を有する者は自分の権限の範囲内ですぐに回収すると共にその営業許可証、免許状の交付機関に文書にて通知する。回収権限を持たない場合、権限のある機関に報告して処理されるようとする。

第81条 行政違反の証拠、手段の没収手続

1. 本法第26条に規定する行政違反の証拠・手段を没収する場合、処分権限を有する者は記録書を作成しなければならない。記録書に没収された行政違反の物、金、貨物、手段の名前、数量、種類、登録番号（もしあれば）、状況、品質を明記し、没収者、処分者または処分を受けた人の代表者及び証人の署名を得なければならない。処分対象の個人または組織の代表者が欠席する場合、二人以上の証人の署名を得なければならない。封印が必要な行政違反の証拠・手段である場合は処分対象の者、組織の代表者または証人の前に封印しなければならない。封印は文書に記録されなければならない。

没収中の行政違反の証拠・手段に関して、処分権限を有する者が証拠、手段に没収決定時点より変化があると判断した場合、それらの変更について記録しなければならない。記録書は作成者、没収責任者と証人の署名を得なければならない。

2. 没収された行政違反の証拠・手段は政府の規定に従って管理・保管する必要がある。

第82条 没収した行政違反の証拠、手段の処分

1. 没収された行政違反の証拠・手段は以下のように処理される。

- a) 行政違反の証拠がベトナムドン、外貨、有価証明書、金、銀、宝石、貴金属である場合、国家予算へ納める。
- b) 行政違反の証拠・手段に関連する書類、資料、証書である場合、本項の d の規定に従って管理・利用を割り当てられた機関に渡す。
- c) 行政違反の証拠・手段が麻薬、武器、爆発物、サポートツール、歴史・文化的価値、国宝、アンティーク、希少な林産物、とその他の資産である場合、専門の国家管理機関に渡して法律の規定に従って管理される。
- d) 行政違反の証拠・手段が決定権限のある機関により国家機関に管理・利用のために引き渡された場合、没収を決定する機関は自主、財政機関と協力してで国家機関に管理・利用のために引き渡す。
- d) 没収された行政違反の証拠・手段が本項の a, b, c と d に当たらない場合、入札するために、違反行為が発生した中央所轄省や都市でプロのオークション組織に賃借する。オークション組織に賃借できない場合、入札するために評議会を設立する。

没収された行政違反の証拠・手段の入札は入札の法律の規定に従って行われる。

- e) 行政違反の証拠・手段が没収されたが、利用価値がなくなった、または入札できない場合、没収を決定する権限を有する者の機関は関係の国家機関を含む処理評議会を設立しなければならない。没収された行政違反の証拠・手段の処理は文書で記録し、処理評議会のメンバーの署名を得なければならない。資産処理の方法、手順、手続は国家資産の管理・資産に関する法律の規定に従って行われる。

2. 本条第1項に規定される、没収された行政違反の証拠・手段への処理手続は以下のように行われる。

- a) 本条第1項の a, b, c と d に規定するケースに関して、没収決定機関は証拠、手段の納めや引き渡し記録書を作成する。本条第1項の a, b, c と d の規定によるする行政違反の証拠・手段の引き渡しと受入は国家財産の管理・利用に関する法律の規定に従って行わなければならない。
- b) 本条第1項の d に規定するケースに関して、引き渡し手続を行う時の競売資産の開始価格は本法第60条により確定される。確定された行政違反の証拠・手段の価値が引き渡し時点に変更される場合、行政違反の証拠・手段の没収決定機関は引き渡し手続を行う前に、財産評価会の設立を決定する。

財産評価会のメンバーは本法第60条第3項で定める。

3. 行政違反の証拠・手段の没収決定日から30日以内に、権限のある機関は本条第1項の規定に従って処理しなければならない。この期限を超えて実施しない場合、権限のある機関は法律に対し責任を負うことになる。
4. 没収された行政違反の証拠・手段の保管料や倉庫保管料等、競売費と法律の規定に従うその他の費用は没収された行政違反の証拠・手段の販売によるお金から引かれる。

没収された行政違反の証拠・手段の競売によるお金は、本項の規定及び法規による費用を引いた後、国家予算へ納付しなければならない。

第83条 行政違反処罰により得た金員、罰金の徴収、納付証書の管理

1. 行政違反処罰から得たお金は行政違反の罰金額、処分決定執行の遅延による罰金額、没収された行政違反の証拠・手段の販売額・精算額及びその他の取得を含む。
 2. 行政違反処罰から得たお金は全て国家予算へ納付され、国家予算に関する法律の規定に従って管理・使用されなければならない。
- 罰金額の徴収領収書は政府の規定に従って管理される。

第84条 強制退去手続

1. 強制退去決定は施行の前に強制退去対象者が市民である国、またはベトナムへ来る前に居住する国の外務省、在外公館、領事館へ通知されなければならない。
2. 権限のある公安機関は本法第4節第1章による強制退去決定の執行組織、防止措置適用及び行政違反処罰確保の責任を負う。

第85条 結果克服措置の執行

1. 結果克服措置の執行期間は行政違反処罰決定または本法第28条第2項のbの規定による結果克服措置適用規定に従う。
2. 行政違反の個人や組織は法律の規定に従って決定に記載された結果克服措置を実施し、その結果克服措置の実施にかかった費用の全てを負担する。
3. 決定する権限を有する者は個人や組織が実施した結果克服措置の執行について監視・促進・監査する。
4. 本法第65条第2項の規定による行政違反対象者を特定できない、または個人が死亡・行方不明した、または組織が解体・破産したが、本法第75条に規定する権限と義務の譲渡を受け入れる組織がない場合、処分権限を有する者が行政違反事件の書類を受理している機関は本法第28条第1項に規定する結果克服措置の執行を組織しなければならない。

処分決定権限を有する者の機関の結果克服措置の執行組織にかかった費用はその機関へ与えられた予備予算から取る。

5. 緊急の場合に、環境保護、交通保護のため適時に結果を克服する必要になった場合、処分権限を有する者が行政違反事件の書類を受理している機関は結果克服措置の執行を組織する。行政違反の個人や組織は結果克服措置を実施した機関に経費を支払う。支払わない場合、執行の強制を受けることになる。

第三節 行政違反処罰決定の強制執行

第 86 条 行政違反処罰決定の強制執行

1. 処分決定執行の強制は行政違反処罰を受けた個人や組織が自発的に本法第73条の規定による処分決定を執行しない場合に適用される。
2. 強制措置に以下のものがある。
 - a) 給料や収入の一部を控除する。違反した個人や組織の講座から控除する。
 - b) 競売のために罰金額に相当する価値のある財産を差し押さえる。
 - c) 個人や組織が違反した後、故意的に資産を分散させた場合に他の個人や組織が保持しているため、行政違反処罰決定執行の強制を受ける者の他の金額や財産を没収する。
 - d) 本法第28条第1項に規定する結果克服措置を強制的に執行させる。
3. 政府は行政違反処罰決定執行の強制について詳細を規定する。

第 87 条 強制決定の権限

1. 以下の者は強制を決定する権限を有する。
 - a) 各階級の人民委員会の委員長。
 - b) 公安署長、地区の公安署長、防災・消防警察局長、省級公安長、内部政治保障局長、経済保障局長、文化思想保障局長、情報保障局長、社会秩序の行政管理警察局長、社会秩序の犯罪捜査警察局長、経済管理秩序と職務の犯罪捜査警察局長、麻薬の犯罪捜査警察局長、道路・鉄路交通警察局長、水路交通警察局長、防災・消火と救助・救難警察局長、移民管理局長、保護・司法支援警察局長、環境の犯罪防止警察局長、ハイテク利用犯罪防止警察局長。
 - c) 国境警備隊長、港国境警備隊司令官、省級の国境警備隊司令官、国境警備本所に所属する海上国境海軍隊長、海上警察の司令官、海上警察局長。
 - d) 税関支局長、中央下の省と各省間、都市の税関局長、クリアランス後検査支局長、税関総局管轄アンチ密輸捜査防止局長、税関総局長。
 - d) 森林保護支局長、森林保護総局長。
 - e) 税務支局長、税務局長、税務総局長。

- g) 市場管理支局長、市場管理局長。
 - h) 海外労務管理局長、在外公館、領事事務所、海外でのベトナム領事機能を委任されるその他の機関の最高責任者。
 - i) 本法第46条第2、3、4項に規定するその他の肩書。
 - k) 海事港務の所長、航空港務の所長、内陸水路港務の所長。
 - l) 県級の人民裁判所の歳半長、省級の人民裁判所の歳半長、地方軍事裁判所の歳半長及びその同等の肩書、最高人民裁判所の専門歳半長、民事刑執行支局長、民事刑執行局長、地方軍事レベルの刑執行部の部長、民事刑執行総局長。
2. 本条第1項に規定する強制権限を有する者は次長に権限を引き渡すことができる。権限の引き渡しは長が欠席する時にのみ、書面にて行われる。そこに、権限の範囲、内容、期限を明記する。権限を引き渡された次長は長官と法律に対し自分の決定について責任を負う。権限を引き渡された人は他のいずれかの第3者に権限を引き渡したり、委任したりしてはいけない。

第88条 強制決定の執行

- 1. 強制決定者はすぐに強制決定を関係の個人や組織に送付して、自分と部下の処分決定執行の強制実施を組織する責任がある。
- 2. 強制決定を受け取った個人や組織は真剣に強制決定を執行し、強制措置の実施組織にかかった費用の全てを負担する。
- 3. 強制決定執行の協力における機関、組織の責任：
 - a) 関係の個人や組織は強制決定権限を有する者と協力して、強制決定を実施するための措置を展開する義務を有する。
 - b) 人民警察は要求された場合、同階級の人民委員会の委員長の強制決定、またはその他の国家機関の強制決定の執行中に秩序・安全を確保する責任がある。
 - c) 個人や組織が講座開設の強制を受けた所の信用機関はその個人や組織の講座に個人や組織が強制決定権限を有する者の要求に従って納付すべきの金額に相当する金額を残しなければならない。預金勘定の残高が強制を受けた個人や組織が納付すべきの金額より少ない場合でも信用機関はその金額を残して振り込むようとする。振り込むの5営業日前に、信用機関は強制を受けた個人や組織にその振込を通知するが、その振込は彼らの承認のなしで行われる。

第三編 行政処分措置の適用

第一章 各行政処分措置

第89条 社、坊、市鎮における教育措置

1. 社、坊、市鎮における教育は、本法第90条に規定されるコミュニティから分離する必要がないと判断される対象者に適用される行政処分措置であり、彼らの居住地で教育・管理することを目的とする。
2. 社、坊、市鎮における教育措置の適用期間は3か月から6か月である。

第90条 社、坊、市鎮における教育措置の適用対象者

1. 12歳以上14歳未満の者で、故意に刑法に規定される極めて重大な犯罪の兆候がある行為をした者
2. 14歳以上16歳未満の者で、故意に刑法に規定される重大な犯罪の兆候がある行為をした者
3. 14歳以上18歳未満の者で、6か月間に2回以上、窃盗、詐欺、賭博、公共秩序壊乱行為したが刑事責任を追及する程度には至っていない者
4. 18歳以上の麻薬中毒者で安定した居所を有する者
5. 18歳以上の者で、6か月間に2回以上、機関、組織の財産；市民又は外国人の財産、健康、名誉、人格を侵害し；社会の秩序、安全に違反する行為をしたが、刑事責任を追及する程度には至っていない者
6. 本条第1項、第2項及び第3項に規定される者が安定した居所を有しない場合、社、坊、市鎮における教育措置の執行期間中、管理、教育のため社会援助施設又は少年養護施設に委ねられる。

第91条 教護院送致措置

1. 教護院送致措置は、本法第92条に規定される法令違反行為がある者に適用される行政処分措置であり、彼らが学校の管理、教育下で文化、職業、労働、生活について学習するのを支援するのを目的とする。
2. 教護院送致措置の適用期間は6ヶ月から24ヶ月である。

第92条 教護院送致措置の適用対象者

1. 12歳以上14歳未満の者で、故意に刑法に規定される特に重大な犯罪の兆候がある行為をした者
2. 14歳以上16歳未満の者で、故意に刑法に規定される極めて重大な犯罪の兆候がある行為をした者
3. 14歳以上16歳未満の者で、故意に刑法に規定される重大な犯罪の兆候がある行為をし、以前に社、坊、市鎮における教育措置の適用を受けている者

4. 14歳以上18歳未満の者で、6ヶ月間に2回以上、窃盗、詐欺、賭博、公共秩序壊乱行為をしたが、刑事責任を追及する程度には至っておらず、以前に社、坊、市鎮における教育措置の適用を受けている者
5. 以下の場合、教護院送致措置を適用しない。
 - a) 行政責任能力を有していない者
 - b) 病院の証明を得た、妊娠中の者
 - c) 居住地の社級人民委員会の確認を得た、生後36か月未満の子を養育している女性又は唯一の者

第93条 強制教育施設送致措置

1. 強制教育施設送致措置は、本法第94条に規定される法令違反行為がある者に適用される行政処分措置であり、彼らが強制教育施設の管理、教育下で労働し、文化、職業、生活について学習することを目的とする。
2. 強制教育施設送致措置の適用期間は6か月から24か月である。

第94条 強制教育施設送致措置の適用対象者

1. 強制教育施設送致措置の適用対象者は、6ヶ月間に2回以上、国内又は外国で組織の財産；市民又は外国人の財産、健康、名誉、人格を侵害し；社会の秩序、安全に違反したが、刑事責任を追及する程度には至っておらず、既に社、坊、市鎮における教育措置の適用を受けている、又はこの措置の適用を受けていないが、安定的な居所がない者である。
2. 以下の場合、強制教育施設送致措置を適用しない。
 - a) 行政責任能力を有していない者
 - b) 18歳未満の者
 - c) 55歳以上の女性、60歳以上の男性
 - d) 病院の証明を得た、妊娠中の者。
 - d) 居住地の社級人民委員会の確認を得た、生後36か月未満の子を養育している女性又は唯一の者

第95条 強制解毒施設送致措置

1. 強制解毒施設送致措置は、本法第96条に規定される法令違反行為をした者に適用される行政処分措置であり、彼らが強制解毒施設の管理、教育下で治療を受け、労働し、文化、職業について学習するのを目的とする。
2. 強制解毒施設送致措置の適用期間は、12か月から24か月である。

第96条 強制解毒施設送致措置の適用対象者

1. 強制教育施設送致措置の適用対象者は、18歳以上の麻薬中毒者で、社、坊、市鎮における教育措置の適用を受けたが解毒されない、又は社、坊、市鎮にお

ける教育措置の適用を受けていないが、安定的な居所を有しない者である。

2. 以下の場合、強制解毒施設送致措置を適用しない。
 - a) 行政責任能力を有していない者
 - b) 病院の証明を得た、妊娠中の者
 - c) 居住地の社級人民委員会の確認を得た生後 36 か月未満の子を養育している女性又は唯一の者

第二章 行政処分措置の適用要請記録の作成手続

第 97 条 社、坊、市鎮における教育措置の適用要請記録の作成

1. 本法第 90 条に規定する違反者が居住している、または法律違反行為をした社の公安署長所長は自主、または社級のベトナム祖国戦線委員会の委員長、または地元の機関、団体、市民行政単位の代表者の要請に従って、社、坊、市鎮での教育措置適用依頼書類を作成する。
2. 県級公安機関または省級公安機関により法律違反事件の中で直接摘発・捜査・受理する違反者だが、刑事訴追のレベルになっていない、かつ本法第 94 条に規定する対象者である場合、受理している公安機関は本人に対し確認・資料収集を行い、社、坊、市鎮での教育措置適用依頼書類を作成する。
3. 依頼書類には本人の履歴書、法律違反行為に関する資料、医療記録（もしあれば）、違反者の説明書とその他の関連資料が含まれる。

社、坊、市鎮での教育措置適用の検討を受けた未成年者に関して、書類には未成年者が勉強・就職している学校、機関、組織（もしあれば）のコメント、親または保護者の意見も必要である。

4. 本条第 1, 2 と 3 に規定する依頼書類を完了した後、作成した機関は社級の人民委員会の委員長に送付すると共に、適用される者に通知しなければならない。未成年者の場合は、親または保護者にもその書類作成について通知する。彼らは通知を受領した日から 5 日以内に書類を読んで必要な事項を記載する権限がある。

第 98 条 社、坊、市鎮における教育措置の適用決定

1. 社、坊、市鎮における教育措置の適用要請記録を受領した日から 15 日以内に、社級人民委員会の委員長は、司法・戸籍担当公務員に書類の確認を割り当て、意見交換会を開催する。

社級の人民委員会の委員長は意見交換会を主催し、出席者は社級の公安署長、司法・戸籍担当公務員、ベトナム祖国戦線委員会の代表者と同階級の関連社会組織の代表者、地元の市民の代表者がある。社、坊、市鎮での教育措置適用依頼対象者とその親または適法な代理人はその会議に招集され、措置適用についての意見を発表しなければならない。

2. 本条第1項に規定する意見交換会が終わった日から3日以内に、社級の人民委員会の委員長は社、坊、市鎮での教育措置の適用を検討し決定する。対象者に応じて社級の人民委員会の委員長は教育対象者を機関、組織、家族に渡して管理・教育してもらう。対象者が定住していない場合、社会的支援施設、子供支援施設に渡して管理・教育してもらう。
3. 社、坊、市鎮での教育措置適用の決定には決定年月日、決定者の氏名と職位、教育対象者の氏名、生年月日、居住地、本人の法律違反行為、適用する法的文書の条項、適用期間、決定執行日、管理・教育を割り当てられた機関、組織、家族の責任、法律の規定に従う不服申立てや起訴権限を明記しなければならない。
4. 社、坊、市鎮での教育措置適用の決定は署名日から発効し、教育対象者とその家族、社級の人民評議会、関係の機関、組織にすぐに送付されなければならない。
5. 社、坊、市鎮での教育措置適用についての書類は記録番号を付けられ、保管に関する法律の規定に従って保管される。

第99条 教護院送致措置の適用要請記録の作成

1. 本法第92条に規定する対象者に対する教護院へ送致する措置適用依頼書類の作成は以下のように行われる。
 - a) 違反した未成年者が定住地がない場合、その人が居住している社級の人民委員会の委員長は教護院へ送致する措置適用依頼書類を作成する。
依頼書類には本人の履歴書、法律違反行為に関する資料、適用された教育措置、違反者の説明書、親または適法な代理人の意見、その人が勉強・就職している学校、機関、組織（もしあれば）のコメントとその他の関連資料が含まれる。
 - b) 違反した未成年者が定住地がない場合、その人が法律違反行為をした社級の人民委員会の委員長は教護院へ送致する措置適用依頼書類を作成する。
依頼書類には違反記録書、本人の履歴書、法律違反行為に関する資料、犯罪履歴書、適用された教育措置（もしあれば）、違反者の説明書、親または適法な代理人の意見が含まれる。
 - c) 社級の公安機関は同階級の人民委員会の委員長に資料の収集と本条第1項のaとbに規定する書類の作成を支援する責任がある。
2. 県級公安機関または省級公安機関により法律違反事件の中で直接摘発・捜査・受理することによる違反した未成年者だが、刑事訴追のレベルになっていない、かつ本法第92条に規定する教護院へ送致される対象者である場合、受理している公安機関は本人に対し確認・資料収集を行い、教護院へ送致する措置適用依頼書類を作成する。

依頼書類には本人の履歴書、法律違反行為に関する資料、適用された教育措置、違反者の説明書、親または適法な代理人の意見が含まれる。

3. 本条第1、2に規定する依頼書類を完了した後、作成した機関は適用される者、親または適法な代理人にその書類作成について通知する。彼らは通知を受領した日から5日以内に書類を読んで必要な事項を記載する権限がある。それが終わった後、書類は県級の司法課の課長に送付される。

県級の司法課の課長は書類を受領した日から5日以内に書類の合法性を確認し、同じレベルの公安署長に送付する。

第100条 教護院送致措置の適用要請記録の県級人民裁判所への引渡しに関する検討、決定

1. 本法第99条に規定する書類を受領した日から7日以内に、県級の公安署長は県級の人民裁判所に教護院へ送致する措置の適用を依頼するための書類引き渡しを検討し決定する。書類が全て揃っていない場合、書類作成機関に戻して補足してもらう。
2. 県級の公安署長は県級の人民裁判所に教護院へ送致する措置の適用を依頼するための書類には以下のものが含まれる。
 - a) 本法第99条に規定する教護院へ送致する措置適用依頼書類。
 - b) 県級の公安署長の教護院へ送致する措置適用の検討依頼書。
3. 教護院へ送致する措置適用についての書類は記録番号を付けられ、保管に関する法律の規定に従って保管される。

第101条 強制教育施設送致措置の適用要請記録の作成

1. 本法第94条に規定する対象者に対する強制教育施設へ送致する措置適用依頼書類の作成は以下のように行われる。
 - a) 違反した者が定住地がある場合、その人が居住している社級の人民委員会の委員長は強制教育施設へ送致する措置適用依頼書類を作成する。
依頼書類には本人の履歴書、法律違反行為に関する資料、適用された社、坊、市鎮での教育措置、違反者または適法な代理人の説明書とその他の関連資料が含まれる。
 - b) 法律違反行為をした所で居住していない者に関して、社級の人民委員会の委員長は確認しなければならない。居住地を特定できた場合、本人と違反記録書を本人の自治体に引き渡して処理してもらう。居住地を特定できない場合、強制教育施設へ送致する措置適用依頼書類を作成する。
依頼書類には違反記録書、本人の履歴書、法律違反行為に関する資料、犯罪履歴書、適用された教育措置（もしあれば）、違反者または適法な代理人の説明書が含まれる。

- c) 社級の公安機関は同階級の人民委員会の委員長に資料の収集と本条第1項のaとbに規定する書類の作成を支援する責任がある。
- 2. 県級公安機関または省級公安機関により法律違反事件の中で直接摘発・捜査・受理する違反者だが、刑事訴追のレベルになっていない、かつ本法第94条に規定する強制教育施設へ送致される対象者である場合、受理している公安機関は本人に対し確認・資料収集を行い、強制教育施設へ送致する措置適用依頼書類を作成する。

依頼書類には本人の履歴書、法律違反行為に関する資料、適用された社、坊、市鎮での教育措置、違反者または適法な代理人の説明書が含まれる。

- 3. 本条第1、2に規定する依頼書類を完了した後、作成した機関は適用される者、または適法な代理人にその書類作成について通知する。彼らは通知を受領した日から5日以内に書類を読んで必要な事項を記載する権限がある。それが終わった後、書類は県級の司法課の課長に送付される。

県級の司法課の課長は書類を受領した日から5日以内に書類の合法性を確認し、同じレベルの公安署長に送付する。

第102条 強制教育施設送致措置の適用要請記録の県級人民裁判所への引渡しに関する検討、決定

- 1. 本法第101条と118条に規定する書類を受領した日から7日以内に、県級の公安署長は県級の人民裁判所に強制教育施設へ送致する措置の適用を依頼するための書類引き渡しを検討し決定する。書類が全て揃っていない場合、書類作成機関に戻して補足してもらう。
- 2. 県級の公安署長は県級の人民裁判所に強制教育施設へ送致する措置の適用を依頼するための書類には以下のものが含まれる。
 - a) 本法第101条と118条に規定する強制教育施設へ送致する措置適用依頼書類。
 - b) 県級の公安署長の強制教育施設へ送致する措置適用の検討依頼書。
- 3. 強制教育施設へ送致する措置適用についての書類は記録番号を付けられ、保管に関する法律の規定に従って保管される。

第103条 強制解毒施設送致措置の適用要請記録の作成

- 1. 本法第96条に規定する対象者に対する強制解毒施設へ送致する措置適用依頼書類の作成は以下のように行われる。
 - a) 麻薬中毒者が定住地がある場合、その人が居住している社級の人民委員会の委員長は強制解毒施設へ送致する措置適用依頼書類を作成する。

依頼書類には本人の履歴書、現在の麻薬中毒状況証明書、麻薬中毒行為のため社、坊、市鎮での教育措置を適用されたことの証明書、違反者または

適法な代理人の説明書とその他の関連資料が含まれる。

- b) 法律違反行為をした所で居住していない麻薬中毒者に関して、社級の人民委員会の委員長は確認しなければならない。居住地を特定できた場合、本人と違反記録書を本人の自治体に引き渡して処理してもらう。居住地を特定できない場合、強制解毒施設へ送致する措置適用依頼書類を作成する。

依頼書類には違反記録書、本人の履歴書、現在の麻薬中毒状況証明書、麻薬中毒行為のため社、坊、市鎮での教育措置を適用されたことの証明書、麻薬中毒者の説明書が含まれる。

- c) 社級の公安機関は同階級の人民委員会の委員長に資料の収集と本条第1項のaとbに規定する書類の作成を支援する責任がある。

2. 県級公安機関または省級公安機関により法律違反事件の中で直接摘発・捜査・受理する麻薬中毒者で、かつ本法第96条に規定する強制解毒施設へ送致される対象者である場合、受理している公安機関は本人に対し確認・資料収集を行い、強制解毒施設へ送致する措置適用依頼書類を作成する。

依頼書類には本人の履歴書、現在の麻薬中毒状況証明書、麻薬中毒行為のため社、坊、市鎮での教育措置を適用されたことの証明書、違反者または適法な代理人の説明書が含まれる。

3. 本条第1、2に規定する依頼書類を完了した後、作成した機関は適用される者、または適法な代理人にその書類作成について通知する。彼らは通知を受領した日から5日以内に書類を読んで必要な事項を記載する権限がある。それが終わった後、書類は県級の司法課の課長に送付される。

県級の司法課の課長は書類を受領した日から5日以内に書類の合法性を確認し、同じレベルの労働傷病社会福祉課の課長に送付する。

第104条 強制解毒施設送致措置の適用要請記録の県級人民裁判所への引渡しの検討、決定

1. 本法第103条に規定する書類を受領した日から7日以内に、県級の労働傷病社会福祉課の課長は県級の人民裁判所に強制解毒施設へ送致する措置の適用を依頼するための書類引き渡しを検討し決定する。書類が全て揃っていない場合、書類作成機関に戻して補足してもらう
2. 県級の公安署長は県級の人民裁判所に強制解毒施設へ送致する措置の適用を依頼するための書類には以下のものが含まれる。
 - a) 本法第103条に規定する強制解毒施設へ送致する措置適用依頼書類。
 - b) 県級の労働傷病社会福祉課の課長の強制解毒施設へ送致する措置適用の検討依頼書。
3. 強制解毒施設へ送致する措置適用についての書類は記録番号を付けられ、保管に関する法律の規定に従って保管される。

第三章 行政処分措置適用の審査、決定の権限、手続

第105条 行政処分措置適用の決定権限

1. 社級人民委員会の委員長は、社、坊、市鎮における教育措置の適用を決定する権限を有する。
2. 県級人民裁判所は、教護院送致措置、強制教育施設送致措置、強制解毒施設送致措置の適用を決定する権限を有する。

第106条 行政処分措置適用の審査、決定の手順、手続

国会常務委員会は、人民裁判所による教護院送致措置、強制教育施設送致措置、強制解毒施設送致措置の適用の審査、決定の手順、手続について規定する。

第四章 行政処分措置の適用決定の執行

第107条 教護院送致措置、強制教育施設送致措置、強制解毒施設送致措置の適用決定の執行のための送付

行政処分措置適用の決定が発効する日から3日以内に、決定をした人民栽培所は適用される者、行政処分措置適用依頼書類を提出した県級の公安署長と県級の労働傷病社会福祉課の課長、本人が居住している社級の人民委員会と関係機関に送付して法律の規定に従って執行される。教護院へ送致する措置適用の決定は本人の親または適法な代理人にも送付される。

第108条 行政処分措置の適用決定の執行の時効

1. 社、坊、市鎮での教育措置適用の決定と教護院へ送致する措置適用の決定は発効する日から6ヶ月以内に有効となる。
2. 強制教育施設へ送致する措置、強制解毒施設へ送致する措置適用の決定は発効する日から1年間以内に有効となる。
3. 決定を執行する人がその執行を故意的に回避した場合、本条第1項と2項に規定する時効は回避行為が終了した時点から計算される。

第109条 社、坊、市鎮における教育措置適用決定の執行

1. 社、坊、市鎮での教育措置適用の決定を受領した後、教育・管理を割り当てられた機関、組織は以下の責任を有する。
 - a) 教育対象者に社、坊、市鎮での教育措置の実施を組織する。
 - b) 教育対象者に直接指導する人を割り当てる。
 - c) 管理台帳に記録し、定期的に社級の人民委員会の委員長に社、坊、市鎮での教育措置適用の決定執行について報告する。
 - d) 教育対象者に支援し励ます。社級の人民委員会に彼らの就職について良い条件を与えるように提案する。

2. 支援を割り当てられた人は教育対象者の管理・教育・支援を計画を立て、法律の規定に従って管理・教育・支援の支援金額を支払われる。
3. 教育対象者は書面にて社、坊、市町での教育措置決定の執行について誓約する。
4. 教育対象者の家族は支援を割り当てられた人と協力して教育対象者に管理・教育する。

第 110 条 教護院送致措置、強制教育施設送致措置、強制解毒施設送致措置の適用決定の執行

1. 教護院へ送致する決定、強制教育施設へ送致する決定、強制解毒施設へ送致する決定を受領した日から 5 日以内に依頼書類を提出した機関は以下の執行を組織する責任がある。
 - a) 県級の公安は決定執行者を教護院、強制教育施設へ送致する。
 - b) 労働傷病社会福祉課は県級の公安と連携して決定執行者を強制解毒施設へ送致する。
2. 決定執行期間は決定執行者が教護院、強制教育施設、強制解毒施設へ送致するためには没収される日から計算される。
3. 政府は教護院へ送致する決定、強制教育施設へ送致する決定、強制解毒施設へ送致する決定の執行について詳細を規定する。

第 111 条 教護院送致措置、強制教育施設送致措置、強制解毒施設送致措置の適用決定の執行の延期又は免除

1. 決定執行者が教護院、強制教育施設、強制解毒施設へ送致されていない場合、以下の場合に当たる場合に決定の執行を延期できる。
 - a) 病院の確認を得た重病がかかっている。
 - b) 本人が居住している社級の人民委員会の委員長の確認を得た特に困難な状況にある。

決定執行の延期条件がなくなった場合、決定は引き続き執行されること。
2. 決定執行者が教護院、強制教育施設、強制解毒施設へ送致されていない場合、以下の場合に当たる場合に決定の執行を免除される。
 - a) 病院の確認を得た危険な病気がかかっている。
 - b) 本条第 1 項に規定する決定の執行延期期間中だが、本人が法律執行には顕著な進展があった、または偉業を成し遂げた、あるいは麻薬解毒できた。
 - c) 病院の確認を得た妊娠中。
3. 教護院へ送致する措置、強制教育施設へ送致する措置、強制解毒施設へ送致する措置の適用を決定する県級の人民裁判所は決定執行者またはその適法な代理人の申請書に基づいて執行の延期または免除を検討して決定する。必要に

応じて、決定の前に依頼書類を提出した機関の意見を求める。

執行の延期または免除の決定は決定執行機関、決定執行者に送付される。未成年者が教護院へ送致する決定の延期または免除を受けた場合、決定は親またはその適法な代理人に送付される。

第 112 条 教護院、強制教育施設、強制解毒施設における残存期間の短縮、執行の一時停止又は免除

1. 教護院、強制教育施設、強制解毒施設で決定を執行している者は期間の半分以上執行して、顕著な進展があった、または偉業を成し遂げた場合、残り時間の執行の期間短縮、一時停止または免除を検討される。
2. 教護院、強制教育施設、強制解毒施設で決定を執行している者は、重病がかかる、治療を受けるために家族に戻された場合、決定の執行を一時停止される。治療を受ける期間は決定の執行期間に含まれる。健康がよくなる、かつ執行の残り期間が3ヶ月以上である場合、本人は引き続き執行する。一時停止期間中に顕著な進展があった、または偉業を成し遂げた場合、残り時間の執行を免除される。危険な病気がかかった人や妊娠中の女性は残り時間の執行を免除される。
3. 教護院、強制教育施設、強制解毒施設がある県級の人民裁判所は、教護院、強制教育施設、強制解毒施設の所長の申請に基づいて、本法第1項と2項に規定する執行の期間短縮、一時停止または免除を検討する。

教護院へ送致する措置、強制教育施設へ送致する措置、強制解毒施設へ送致する措置の適用決定の執行の一時停止または免除の決定は決定をした人民裁判所、依頼書類を提出した機関、本人が居住している社級の人民委員会、教護院、強制教育施設、強制解毒施設、一時停止または免除を受けた人及び本人の家族に送付される。

4. 重病や危険な病気がかかっているが、居住地を特定できない、かつ本条第2項に規定する残り時間の執行を一時停止または免除される対象者である場合、治療のために教護院、強制教育施設、強制解毒施設が所在する地元の医療施設へ送致される。

第 113 条 教護院送致措置、強制教育施設送致措置、強制解毒施設送致措置の適用決定の執行の延期又は一時停止を受けた者の管理

1. 教護院へ送致する措置、強制教育施設へ送致する措置、強制解毒施設へ送致する措置の適用決定執行の延期または一時停止を受けた人は居住している社級の人民委員会に出頭しなければならない。
2. 教護院へ送致する措置、強制教育施設へ送致する措置の適用決定執行の延期または一時停止を受けた期間中に、引き続き処理された違反行為をし、本人が

逃死したという根拠がある場合、延期または一時停止を決定した県級の人民委裁判所はその決定を取り消して教護院へ送致する決定、強制教育施設へ送致する決定の執行強制を新しく決定する。

強制解毒施設へ送致する措置の適用決定執行の延期または一時停止を受けた期間中に、引き続き麻薬を使用し、本人が逃死したという根拠がある場合、延期または一時停止を決定した県級の人民委裁判所はその決定を取り消して強制解毒施設へ送致する決定の執行強制を新しく決定する。

3. 教護院へ送致する決定、強制教育施設へ送致する決定、強制解毒施設へ送致する決定の執行強制決定は決定をした人民裁判所所の同階級の公安機関に送付される。決定を受領した後、公安機関はすぐに違反者を勾引する。

第 114 条 行政処分措置の適用決定の執行期間の満了

1. 違反者が社、坊、市鎮での教育決定を執行し終えた後、社級の人民委員会の委員長は執行し終えた人のその旨の証明書を交付し、その謄本を本人の家族に送付する。
2. 違反者が教護院へ送致する決定、強制教育施設へ送致する決定、強制解毒施設へ送致する決定を執行し終えた後、教護院、強制教育施設、強制解毒施設の所長は執行し終えた人のその旨の証明書を交付し、その謄本を本人の家族、決定をした県級の人民裁判所、教護院、強制教育施設、強制解毒施設を管理機関、本人が居住している社級の人民委員会に送付する。
3. 居住地を特定できない者が未成年者または病氣がかかって労働力を失った場合、教護院へ送致する決定、強制教育施設へ送致する決定、強制解毒施設へ送致する決定を執行し終えた後、教護院、強制教育施設、強制解毒施設が所在する地元の社会支援施設へ送致される。

第五章 行政処分措置の適用に関連するその他の規定

第 115 条 教護院送致措置、強制教育施設送致措置、強制解毒施設送致措置を執行中の者の刑事訴訟進行機関の要求による行政処分措置執行地からの一時的解放

1. 権限のある刑事提訴執行機関の要請に応じて、教護院、強制教育施設、強制解毒施設の所長は行政処分措置を執行している者を本人に関わる事件の提訴に出席するために一時的に行政処分措置執行場所から出すことを決定する。
2. 行政処分措置執行場所から一時的に出される期間はその措置執行期間に含まれる。

第 116 条 犯罪の兆候がある行政処分措置の適用対象者の記録の刑事責任追及のための引渡し

1. 行政処分措置適用を決定するために違反者の書類を検討する時、本人の違反行為に犯罪の兆候があると判断した場合、権限を有する者はすぐに書類を権限のある刑事提訴執行機関に引き渡しなければならない。
2. 行政処分措置適用を決定した場合、その後、その措置適用を受けた人の違反行為に犯罪の兆候があると判断し、かつ刑事责任追究期限が切れていない場合、人民委員会の委員長または行政処分措置適用を決定した人民裁判所はその決定を取り消して、取り消した日から3日以内に本人の書類を権限のある刑事提訴執行機関に引き渡しなければならない。
裁判所により懲役された場合、本人の教護院へ送致する措置、強制教育施設へ送致する措置、強制解毒施設へ送致する措置を執行した期間が懲役執行期間に含まれる。教護院へ送致する措置、強制教育施設へ送致する措置、強制解毒施設へ送致する措置の執行の1.5日は懲役執行の1日に相当する。

第117条 行政処分措置の執行前又は期間中に犯した犯罪行為に関する刑事责任の追求

行政処分措置を適用された人が決定執行期間前後に違反行為をしたことが摘発された場合、権限のある刑事提訴執行機関の要求に従って、社、坊、市鎮での教育措置を執行している社級の人民委員会の委員長または教護院、強制教育施設、強制解毒施設の所長は本人に対する決定執行の一時停止を決定し、本人の書類を刑事提訴執行機関に引き渡す。裁判所により懲役された場合、本人は行政処分措置適用決定の残りに間の執行を免除される。適用された処罰が懲役以外の場合、本人は行政処分措置適用を引き続き執行し続ける場合がある。

第118条 強制教育施設送致措置と強制解毒施設送致措置とともに受ける者の処理

1. 法律違反行為者が強制教育施設へ送致する措置も強制解毒施設へ送致する措置も同時に受ける場合、強制解毒施設へ送致する措置を適用する。
2. 麻薬中毒者が攻撃的なフーリガンである場合、強制教育施設へ送致する措置を適用する。強制教育施設は本人に解毒を行う。
3. 中毒を低減し、回復する期間中に、強制解毒施設での決定を執行している者は本法第94条に規定する違反行為をした場合、強制教育施設へ送致する措置を適用される。

強制解毒施設の所長は既存の書類と新しい違反行為の記録書に基づいて、本項に規定する行為のある者に対し強制教育施設への送致依頼書類を作成して、強制解毒施設が所在する県級の公安署長に送付する。県級の公安署長は書類を検討し、強制解毒施設が所在する所の人民裁判所に強制教育施設へ送致する措置適用の決定依頼書類を提出する前に、書類の合法性に関して司法課の課長の

意見をヒアリングする責任がある。

これらの者に対する強制教育施設へ送致する措置適用の検討手続は法律の規定に従って行う。

第四編 予防及び行政違反処分保全措置

第一章 予防及び行政違反処分保全措置に関する総則

第 119 条 予防及び行政違反処分保全措置

行政違反を適時に防止する、または行政違反処罰を確保することが必要な場合、権限を有する者は行政手続に従って以下の措置を適用することができる。

1. 違反者を没収する。
2. 違反者を勾引する。
3. 行政違反の証拠・手段、営業許可証、免許状を没収する。
4. 違反者を検査する。
5. 運送手段や物の検査する。
6. 行政違反の証拠・手段の隠れ場所を検査する。
7. 強制退去手続の実施期間中にベトナム法律に違反した外国人を管理する。
8. 行政処分措置適用手続の実施期間中に行政処分措置提供対象者を家族に引き渡し、管理を組織する。
9. 教護院へ送致する決定、強制教育施設へ送致する決定、強制解毒施設へ送致する決定を執行すべき人が逃亡した場合にそれを捜索する。

第 120 条 予防及び行政違反処分保全措置の適用の原則

1. 行政違反の防止と処分確保措置を適用する時に、権限を有する者は本法第120条から132条までの規定を厳守に順守すること。違反した場合、法律の規定に従って処分される。
2. 本部第2章の規定による必要な場合にのみ行政違反の防止と処分確保措置を適用すること。
3. 行政違反の防止と処分確保措置適用の決定者は自分の決定について責任を負うこと。
4. 行政違反の防止と処分確保措置の適用において武器や支援工具を使う場合、法律の規定に従って行うこと。

第 121 条 予防及び行政違反処分保全措置の取消し又は差替え

1. 行政違反の防止と処分確保措置の適用が本法の規定による目的や適用条件に不適切になった場合、その措置適用の決定は取り消されること。
2. 行政違反の防止と処分確保措置の適用を決定した権限を有する者は不要だ

と判断した時に防止措置の取り消しを決定するかまたは別の防止措置で代行する。

第二章 予防及び行政違反処分保全措置の適用権限、手口

第122条 行政手続による人の暫定留置

1. 行政手続による違反者の暫定留置は公共秩序壊乱や他人への身体的損傷行為をすぐに防止・停止する必要な場合にのみ適用される。
2. 人の暫定留置のすべての場合では、書面で決定し、暫定留置中の人には渡されなければならない。
3. 行政手続による違反者の暫定留置の期間は12時間を超えないものとする。必要に応じて、暫定留置の期間はそれより長い場合もあるが、違反者の暫定留置時点から24時間を超えないものとする。

国境規制に違反した人または遠隔地、山岳地、海島等で行政違反の人に関してはそれより長い場合もあるが、違反者の暫定留置時点から48時間を超えないものとする。

飛行機や船舶で逮捕された人は飛行機や船舶が到着した時にすぐに権限のある機関に引き渡しなければならない。

4. 一時的に拘留された人の要求に応じて、暫定留置を決定した人は彼らの家族、勤務先または在学先に通知しなければならない。夜間で行政違反の未成年者を暫定留置する場合または6時間以上拘留する場合に暫定留置を決定した人はすぐに彼らの親または保護者に通知しなければならない。
5. 行政手続による違反者の暫定留置の場所は行政の暫定留置屋または室であり、行政違反者の暫定留置を決定した権限を有する者の機関や組織の本所である。行政の暫定留置屋または室がない場合、職場の受付室またはその他の部屋で一時的に拘留するが、一般規則の順守を確保すること。

法律違反の防止・対策機能のある機関が常に行政違反者を一時的に拘留する必要がある場合、専用の行政の暫定留置屋または室を配置・設計・建設しなければならない。そこに未成年者、女性または外国人の別々の時的拘留場を配置し、管理・警備する専任力を手配しなければならない。

飛行機、船舶、列車が出発した後、違反の条件や対象者に応じて、飛行機、船舶、列車の指導者は暫定留置場を決定し、暫定留置担当者を割り当てる。

6. 刑事の暫定留置屋または暫定留置対象者の衛生・安全を確保できない所で行政違反者の暫定留置をしてはいけない。
7. 政府は行政手続による違反者の暫定留置について詳細を規定する。

第123条 行政手続による人の暫定留置の権限

1. 本法第122条第1項に規定する公共秩序壊乱や他人への身体的損傷行為があ

った場合、以下の人は行政手続による違反者の暫定留置を決定する権限がある。

- a) 社級の人民委員会の委員長、坊レベルの公安署長
 - b) 県級の公安署長
 - c) 社会秩序の行政管理警察部長、秩序警察部長、道路・鉄路交通警察部長、水路交通警察部長、経済管理秩序と職務の犯罪捜査警察部長、社会秩序の犯罪捜査警察部長、麻薬の犯罪捜査警察部長、省級の公安の出入国管理部長、刑事執行・司法支援警察部長、環境の犯罪対策警察部長。
 - d) 大隊（200名）以上レベルの機動隊長、国境公安署長。
 - d) 森林保護支局長、機動の森林保護隊長。
 - e) 税関支局長、税関局の制御隊長、税関総局の密輸捜査対策局の密輸対策制御隊長と海上制御海隊長。
 - g) 市場管理隊長。
 - h) 国境小区司令官、港国境司令官、国境海隊司令官、国境警備隊長、国境や海島での国境警備隊長。
 - i) 海上警察海隊長、海上警察の海軍部隊長、海上警察地区司令官。
 - k) 飛行機、船舶、列車が出発した後の飛行機、船舶、列車の指導者。
 - l) 裁判を主宰する審判官。
2. 本条第1項のaからiまでに規定する人の暫定留置の権限を有する者は次長に権限を引き渡すことができる。権限の引き渡しは長官が欠席する場合にのみ、書面で行われなければならない。そこに権限の引き渡しの範囲、内容、期間を明記する。権限を引き渡された次長は長官と法律に対し自分の決定について責任を負う。権限を引き渡された人はいずれかの他人に権限を引き渡したり委任したりしてはいけない。

第124条 違反者の勾引

1. 違反者が自発的に権限を有する者の要求を順守しない場合、以下の場合において勾引される。
 - a) 行政手続による暫定留置を受ける。
 - b) 本法第132条第2項に規定する教護院、強制教育施設、強制解毒施設へ再度送致される。
2. 公務中の権限を有する者は違反者の勾引を行う。
3. 政府は違反者の勾引について詳細を規定する。

第125条 行政手続による証拠、手段、営業許可証、免許状の仮差押え

1. 行政手続による証拠、手段、営業許可証、免許状の没収は以下のように本当に必要な場合にのみ適用される。
 - a) 事情を確認するため。没収しないと処分決定の根拠がない。罰金枠、処分

権限を特定する根拠として行政違反の価値を評価するために没収する場合、本法第60条第3項の規定を適用する。

- b) 行政違反行為をすぐに防止するため。没収しないと社会に深刻な結果をもたらす。
 - c) 本条第6項に規定する処分決定の執行を確保するため。
2. 本条第1項に規定する証拠、手段の没収は処分決定、違反行為の根拠になつた事情が社会に危なくなつたことを確認できた、または処分決定が執行された後、すぐに終了されること。
- 本法第79条の規定に従つて数回分割して罰金額を納付する場合、初回罰金額を納付した後、違反者は没収された証拠、手段を戻される。
3. 権限を有する者が本法第2部の第2章に規定する行政違反の証拠・手段の没収という処分形式を適用する場合、行政違反に使われた証拠、手段を没収することができる。
4. すぐに没収しないと行政違反の証拠・手段が解散・廃棄されると判断する根拠がある場合、公務中の人民警察士の管轄長官、海上警察士、国境警備士、森林保護者、税関職員、市場監査員はすぐに行政違反の証拠・手段を没収しなければならない。違反記録書の作成時点から24時間以内に作成者は本条第1項の規定による行政違反の証拠・手段を没収する権限を有する者の上位に報告して没収の決定をされなければならない。証拠が壊れやすい品物である場合、没収をする者はすぐに管轄管轄に報告して処理されなければならない。壊させたり、損失させたりした場合、法律の規定に従つて賠償しなければならない。没収の決定がない場合、没収された証拠、手段をすぐに違反者に戻しなければならない。
5. 行政違反の証拠・手段の没収を決定した人はその証拠、手段を保管する責任がある。証拠、手段が損失・販売・交換または故障され、交換部品が損失された場合、証拠、手段の没収を決定した人は賠償し、法律の規定に従つて処分される。
- 没収された証拠、手段を密封する必要がある場合、違反者の目の前に行われること。違反者が欠席する場合、その人の家族代表者、組織代表者、自治体代表者と証人の目の前に行われること。
- 行政違反の証拠・手段の没収は文書による決定を行い、没収記録書を作成し、それらを違反者と違反組織代表者に1通を渡すこと。
6. 行政違反の個人や組織に罰金という形式で適用する場合、処分権限を有する者は個人や組織が処分決定を執行し終えるまで次の順番でいずれかの書類を没収することができる：運転免許証や手段流行許可書または証拠、手段に関連するその他の必要な書類。違反の個人や組織が上記の書類を持っていな

い場合、処分権限を有する者は行政違反の証拠・手段を没収することができる（本条第10条に規定する場合を除く）。

7. 行政違反の個人や組織が営業許可証、免許状の利用権が剥奪されるという处分形式を受ける場合、処分決定の執行を確保するために営業許可証、免許状を没収される場合がある。決定待機中に営業許可証、免許状を没収されることはその個人や組織の営業許可証、免許状の利用権に全く影響しない。
8. 行政違反の証拠・手段、営業許可証、免許状の没収期間は没収日から7日である。多くの複雑な事情があり、確認する必要がある事件の場合は、没収期間は延期できるが、最大でも証拠、営業許可証、免許状没収日から30日を超えない。

本法第66条第1項の2段に規定するケースでより確認の時間を要る場合、事件を担当している権限を有する者は文書にて管轄上位に報告し没収期間を延期される。延期は書面で行われ、30日を超えないこと。

行政違反の証拠・手段、営業許可証、免許状の没収期間は証拠、手段、営業許可証、免許状が実際に没収された時点から計算される。

行政違反の証拠・手段、営業許可証、免許状の没収期間は本法第66条に規定する行政違反処罰決定の期間を超えないこと（本条第1項のcに規定する場合を除く）。

9. 証拠、手段、営業許可証、免許状を没収するケースの全ては文書で記録しなければならない。そこに没収された証拠、手段の名前、数量、種類、状態を明記し、没収決定者と違反者の署名を得る必要がある。違反者を特定できない場合、違反者が欠席する場合、または署名が不要な場合は2人の証人の署名を得ること。記録書は2通で作成され、没収の権限を有する者は1通を、違反者は1通をそれぞれ保持する。
10. 行政違反処罰決定の執行を確保するために、行政違反の手段が没収された場合、違反の組織や個人が明確な住所を持ち、駐車場の手配や手段の保管または金による保証が可能である場合、権限のある国家機関の管理の下でその違反の手段を保持することができる。

政府は本項について詳細を規定する。

第126条 行政手続により仮に差し押さえられた証拠、手段、営業許可証、免許状の処理

1. 没収を決定した人は処分決定に記載された措置で没収された証拠、手段、営業許可証、免許状を処理する、または没収された証拠、手段の没収、営業許可証、免許状の利用権の剥奪にという处分形式を適用しない場合は個人や組織に返す必要がある。

行政違反のために不法に奪取し又は使用したため没収された証拠、手段が没

収される対象になった場合、合法的な所有者、管理者や使用者に返すこと。この場合、違反の個人や組織は違反の証拠、手段に相当する金額を国家予算へ納付しなければならない。

合法的な所有者、管理者や使用者が故意的に違反者に本法第26条に規定する行政違反の証拠・手段を使わせる場合、その証拠、手段は国家予算へ納付するためには没収される。

2. 本法第125条第6項による処分決定の執行を確保するために没収された証拠、手段、営業許可証、免許状は、処分決定の執行が終わった後、すぐに処分を受けた人に返しなければならない。
3. 行政違反の証拠が壊れやすい品物や物品である場合、没収を決定した人は市場価格ですぐに販売を組織し、その販売活動は記録すること。販売から得た金額は国庫で開設した講座へ振り込まれる。その後、権限のある者の決定により、その証拠が没収されることになった場合、得た金額を国家予算へ納付しなければならない。その証拠が没収されない場合、合法的な所有者、管理者や使用者に返すこと。
4. 没収期間を超えた行政違反の証拠・手段に関して、違反者が正当な理由なしに取りに行かない場合、または違反者を特定できない場合、没収を決定した人はマスメディアで通知し、公示しなければならない。通知・公示した日から30日以内に違反者が取りに行かない場合、権限を有する者は行政違反の証拠・手段の没収を決定して本法第82条の規定に従って処分する。
5. 行政違反の証拠・手段が人間の健康、動物、植物や環境に有害な品物や物品、有害な文化商品である場合、本法第33条の規定に従って廃棄しなければならない。
6. 麻薬や流行禁止物である場合、本法第33条と第82条の規定に従って没収または廃棄すること。
7. 本法第125条第8項の規定による証拠、手段の没収期間中に没収された行政違反の証拠・手段を持つ者は倉庫での保管料、駐車料、保管料及びその他の費用のみを支払うことになる。

証拠、手段の所有者が行政違反では責任がない場合、または没収 đối với 証拠、手段に対し没収という処分形式を適用した場合、行政違反の証拠・手段の没収期間中に倉庫での保管料、駐車料、保管料を徴収しない。

政府は本法第125条に規定する証拠、手段の没収料金について詳細を規定する。

第127条 行政手続による人の検査

1. 行政手続による人の検査は本人が行政違反に使われた物、資料、手段を体の中に隠している根拠がある場合にのみ行われる。

2. 本法第123条第1項に規定する人は行政手続による人の検査を決定できる。すぐに検査をしないと行政違反に使われた物、資料、手段が分散・廃棄されるという根拠がある場合、本法第123条第1項に規定する人以外に、公務中の人民警察士、海上警察士、国境警備士、森林保護者、税関職員、市場監査員も行政手続による人の検査をすることができる。その時、すぐに書面にて本法第123条第1項に規定する人である上位に報告し、法律に対し責任を負う。
3. 人の検査は書面による決定を前提とする（本条第2項の2段の規定によりすぐに検査する必要なケースを除く）。
4. 人の検査を行う前に、その決定を検査対象者に通知しなければならない。人を検査する時には男性は男性を、女性は女性を検査し、同じ性別の証人を要る。
5. 人を検査するケースの全ては記録しなければならない。人の検査の決定と記録書は検査対象者に1通を渡しなければならない。

第128条 行政手続による運送手段、物品の検査

1. 行政手続による手段や物品の検査はその手段や物品には行政違反の証拠が隠されているという根拠がある場合にのみ行われる。
2. 本法第123条第1項に規定する人は行政手続による手段や物品の検査を行える。
3. すぐに検査をしないと行政違反の証拠が分散・廃棄されるという根拠がある場合、本法第123条第1項に規定する人以外に、公務中の人民警察士、海上警察士、国境警備士、森林保護者、税関職員、市場監査員は行政手続による手段や物品の検査をすることができる。その時、管轄上位に報告し、法律に対し責任を負う。
4. 手段や物品の検査は書面による決定を前提とする（本条第3項に規定するケースを除く）。
手段や物品を検査する時に、手段や物品の所有者または運送手段の運転手と1人の証人が必要である。手段や物品の所有者または運送手段の運転手が欠席する場合、2人の証人を要る。
5. 手段や物品を検査するケースの全ては記録しなければならない。検査の決定と記録書は手段や物品の所有者または運送手段の運転手に1通を渡しなければならない。

第129条 行政違反の証拠、手段の隠匿場所の検査

1. 行政違反の証拠・手段の隠れ場所の検査はそこに行行政違反の証拠・手段が隠されているという根拠がある場合にのみ行われる。
2. 本法第123条第1項に規定する人は行政違反の証拠・手段の隠れ場所の検査を行える。行政違反の証拠・手段の隠れ場所が居住地である場合、県級の人民

委員会の委員長が検討・決定することを要請する。

3. 行政違反の証拠・手段の隠れ場所の検査を行う時、その場所の所有者または彼の家族の成人と証人の出席を要る。その場所の所有者または彼の家族の成人が欠席、検査が遅延できない場合、自治体の代表者と2人の証人の出席を要る。
4. 夜間で行政違反の証拠・手段の隠れ場所の検査を行ってはいけない（緊急な時や検査を行ったがまだ終わらない場合を除く）。ただし、その理由を記録書に記載しなければならない。
5. 行政違反の証拠・手段の隠れ場所を検査する場合の全ては記録しなければならない。検査の決定と記録書は行政違反の証拠・手段の隠れ場所の所有者に1通を渡しなければならない。

第130条 強制退去手続の実施中にベトナムの法令に違反した外国人の管理

1. 強制退去手続の実行中にベトナム法律違反の外国人の管理はこの措置を適用しないと本人が強制退去の処分決定の執行を回避するまたは妨げる根拠がある場合、または本人が法律違反行為を継続することを防ぐ場合に引き続きに適用される。
2. 出入国管理機関の長官または強制退去依頼書類を作成した所の省級の公安署長は以下の措置で強制退去手続の実行中にベトナム法律違反の外国人を管理することを決定する。
 - a) 管理対象者の移動を制限する。
 - b) 管理対象者の居住地を指名する。
 - c) パスポートまたはパスポート代行の身分識別書類を没収する。
3. 政府は本条について詳細を規定する。

第131条 行政処分措置適用手続の行政処分措置の適用要請を受けた家族、組織への引渡し、管理

1. 教護院へ送致する措置、強制教育施設へ送致する措置、強制解毒施設へ送致する措置の適用を検討・決定する手続を実行している間、決定書類を作成する社級の人民委員会の委員長はこれらの措置の適用を受けた法律違反行為者の管理を家族または社会組織に引き渡す。
2. 違反者が定住地がある場合、家族に管理してもらう。定住地がない場合、社会組織に管理してもらう。
3. 管理期間は書類作成の時点から権限を有する者が違反者を裁判所の決定による行政処分措置を適用させるまでとする。
4. 家族または社会組織に管理を引き渡す決定は決定年月日、決定者の氏名と職位、管理を引き渡された人の氏名、生年月日、居住地、または管理を引き渡された組織の名前、住所、管理対象者の氏名、生年月日、居住地、管理対象者の

理由、期限、責任、管理者や組織の責任と違反者が居住している社級の人民委員会の責任、管理を決定した人の署名がある必要である。この決定は実行のため家族、組織と管理対象者にすぐに送付されなければならない。

5. 管理期間中に管理を引き渡された家族、組織は以下の責任を負う。
 - a) 管理対象者の法律違反を継続させないこと。
 - b) 教護院へ送致する決定、強制教育施設へ送致する決定、強制解毒施設へ送致する決定がある時に管理対象者の出席を確保すること。
 - c) 管理対象者が逃げたまたは法律違反行為を行った場合に管理の引き渡しを決定した社級の人民委員会の委員長に即時に通知すること。
6. 管理の引き渡し期間中に管理対象者は以下の責任を負う。
 - a) 一時居住に関する法令をきちんと守る。社、坊、市鎮を出て他地に居住する時に管理を引き渡された家族、社会組織にその一時居住の住所と期間を通知すること。
 - b) 社級の人民委員会の委員長の要求に応じて社級の人民委員会に時間通りに出席すること。
7. 管理期間中に本条第1項の規定による対象者を管理する社級の人民委員会の委員長は以下の責任を負う。
 - a) 管理を引き渡された家族、社会組織及び管理対象者に管理中の彼らの権限と義務について通知すること。
 - b) 居住地で管理を引き渡された家族、社会組の管理と管理対象者の監査を支援すること。
 - c) 管理対象者が居住地から逃げたまたは法律違反行為をしたことを通知された場合、社級の人民委員会の委員長はすぐに県級の公安機関に通知して法律の規定に従って処分されること。
8. 政府は本条について詳細を規定する。

第132条 教護院送致決定、強制教育施設送致決定、強制解毒施設送致決定を受けた者が逃亡した場合の捜索

1. 教護院へ送致する決定、強制教育施設へ送致する決定、強制解毒施設へ送致する決定を受けた者がその施設へ送致される前に逃げた場合、書類を作成した県級の公安機関は対象者の捜査を決定する。
2. 教護院、強制教育施設、強制解毒施設で処分決定を執行している者が逃げた場合、教護院、強制教育施設、強制解毒施設の所長は対象者の捜査を決定する。公安機関は教護院、強制教育施設、強制解毒施設と協力して対象者を捜査して施設へ戻す責任がある。
3. 教護院へ送致する決定を受けた者または本条第1項に規定する教護院で処分決定を執行している者に関して捜査で見つけられ、かつ満18歳になった場合、

教護院へ送致される条件を満たした対象者であれば、教護院の所長は教護院がある県級の人民裁判所に強制解毒施設へ送致する措置の適用を依頼する。

4. 逃げた期間は教護院へ送致する決定、強制教育施設へ送致する決定、強制解毒施設へ送致する決定の執行期間に含まれない。

第五編 行政違反をした未成年者に関する規定

第一章 未成年者に対する行政違反処分に関する総則

第133条 適用範囲

行政違反の未成年者の処分は本法の第5部の規定とその他の関係規定に従つて行う。

第134条 処分の原則

本法第3条に規定する行政違反処罰の原則以外に未成年者への処分は以下の原則も適用する。

1. 行政違反の未成年者の処分は本人に教育を与え、支援することにより不正な行為を訂正し、正常に成長し、社会に役に立つ市民にする必要がある場合にのみ適用される。

行政違反の未成年者の処分の検討中に行政違反処罰権限を有する者は未成年者に対して一番良い利益を確保しなければならない。教護院へ送致する措置は他により適切な措置がないと判断した場合にのみ適用される。

2. 行政違反の未成年者の処分は違反行為の社会への危険な性についての未成年者の認知、違反の原因と背景にも基づく。それに基いて適切な処分や行政処分措置の適用を決定する。
3. 行政違反の未成年者に対する処分形式の適用、処分水準の決定は同じ行政違反行為をした成人より低くする。

14歳から16歳未満の者が行政違反をした場合、罰金という処分形式を適用しない。

行政違反の16歳から18歳未満の者が罰金された場合、罰金水準は成人より1/2を超えないこと。罰金にお金を持っていない場合または結果克服措置を執行できない場合、本人の親または保護者が代行して行う。

4. 行政違反の未成年者の処分の期間中に、未成年者の個人情報は尊敬・保護される。
5. 行政違反処罰を代行する措置の適用は本部の第2章に規定する条件を満たした場合に検討される。行政違反処罰を代行する措置の適用は行政違反処罰を受けたとはみなされない。

第135条 処罰の形式及び結果克服措置の適用

1. 未成年者に適用される処分形式は以下の通り。
 - a) 警告
 - b) 罰金。
 - c) 行政違反の証拠・手段の没収。
2. 未成年者に適用される結果克服措置は以下の通り。
 - a) 元の状態へ回復させること。
 - b) 環境汚染、病気の広がりの状態を克服措置を実施させること。
 - c) 人間の健康、動物、植物や環境に有害な品物や物品、有害な内容がある文化製品を破壊させること。
 - d) 違反行為をしたことで得た違法的所得を納付させる、または違法的に販売・分散・廃棄された証拠、手段の価値に相当する金額を納付させること。

第136条 行政処分措置の適用

1. 社、坊、市鎮での教育措置は本法第3部の第1章の規定による法律違反の未成年者に適用される。社、坊、市鎮での教育措置を適用された未成年者は親または保護者により管理される。定住地がない場合、社会支援施設または子供支援施設に居住することになる。学校へ行くまたはその他の学習または職業訓練プログラムへ参加すること、コミュニティでの顧問プログラムや生活スキルの上達プログラムへ参加することができる。
2. 教護院へ送致する措置は本法第3部の第2章の規定による法律違反の未成年者に適用される。

第137条 未成年者が行政違反処罰を受けなかつたものとみなされる期限

1. 未成年者が処分決定を執行し終えた日または処分決定の執行期限が切れた日から6ヶ月以内に再犯しなかつた場合、行政違反処罰を受けなかつたと扱われる。
2. 行政処分措置を適用された未成年者が処分決定を執行し終えた日または処分決定の執行期限が切れた日から1年以内に再犯しなかつた場合、行政処分措置を適用されなかつたと扱われる。

第二章 未成年者に対する行政違反処分に代わる措置

第138条 行政違反処分に代わる措置

未成年者に対する行政違反処罰の代行措置は以下の通り。

1. 注意
2. 家庭における管理

第139条 注意

1. 注意は行政違反処罰の代行措置であり、未成年者が行った違反を指摘し、以下の条件を満たした場合に法律の規定に従って行政違反処罰を受ける行政違反の未成年者に対して適用される。
 - a) 規定によると注意の処分を受ける行政違反。
 - b) 違反の未成年者が自己の違反行為を自発的に申告し、本音に後悔する。
2. 本条第1項の規定に基づいて処分権限を有する者は注意という措置の適用を決定する。

注意はその場で口頭で行われる。

第140条 家庭における管理

1. 家庭における管理は行政違反処罰の代行措置であり、以下の条件を満たした場合に本法第90条第3項に規定する未成年者に適用される。
 - a) 違反の未成年者が自己の違反行為を自発的に申告し、本音に後悔する。
 - b) 本措置の実施に良い生活環境を有する。
 - c) 親または保護者が管理の実施条件を満たし、自発的に家庭における管理責任を負いたい。
2. 本条第1項の規定に基づいて、社級の人民委員会の委員長は家庭における管理の適用を決定する。
3. 家庭における管理の適用期間は3ヶ月から6ヶ月である。
4. 家庭における管理の適用決定が発効する日から3日以内に決定を行った社級の人民委員会の委員長はその決定を本人の家族に送付し、彼が居住している組織や個人に実施の協力・監視を分担する。

家族で管理されている未成年者は学校へ行くまたはその他の学習または職業訓練プログラムへ参加すること、コミュニティでの顧問プログラムや生活スキルの上達プログラムへ参加することができる。

5. 家庭における管理期間中に未成年者が引き続き法律違反を継続した場合、本条第2項に規定する権限を有する者はこの措置の適用の終了を決定し、法律の規定に従って処分する。

第六編 執行条項

第141条 執行効力

1. 本法は、2013年7月1日から施行効力を生ずる。ただし、人民裁判所が審査、決定する行政処分措置の適用に関する規定は、2014年1月1日から効力を生ずる。
2. 行政違反処分令44/2002/PL-UBTVQH10、2002年行政違反処分令のいくつかの条項を修正する国会常務委員会令31/2007/PL-UBTVQH11及び行政違反処分

令のいくつかの条項を修正、補充する 04/2008/UBTVQH12 は、この法律が施行効力を生じた日に効力を失う。ただし、教護院送致、教育施設送致、治療施設措置の適用に関する規定は、2013年12月31日まで引き続き効力を有する。

第 142 条 詳細の規定及び施行の案内

政府、最高人民裁判所は、法律で委ねられた条項について詳細を規定し、施行を案内する。

この法律は2012年6月20日にベトナム社会主義共和国第13期国会第3会期において可決された。

国會議長
Nguyễn Sinh Hùng